

令和6年第9回安平町議会定例会会議録（第1号）

令和6年12月18日（水曜日）午前10時00分開会

1 招集年月日 令和6年12月18日（水曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（10名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	7番 三浦 恵美子	8番 箱崎 英輔
9番 内藤 圭子	10番 高山 正人	11番 梅森 敬仁
12番 多田 政拓		

4 欠席議員 5番 田村 興文

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長 及川 秀一郎 教育委員会教育長 井内 聖
代表監査委員 小川 誠一

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長 田中 一省	総務課長 岡 康弘
総務課参事 池田 恵司	政策推進課長 渡邊 匡人
政策推進課参事 山口 崇	税務住民課長 奥田 浩司
税務住民課参事 佐々木 智紀	産業振興課長 森池 和哉
建設課長 塩谷 慎嗣	建設課参事 伊藤 富美雄
健康福祉課長 阿部 充幸	健康福祉課参事 小坂橋 憲仁
水道課長 佐々木 貴之	水道課参事 谷村 英俊
総合支所長 村上 純一	

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育次長 永桶 憲義 教育委員会参事 佐々木 英生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 木林 一雄 課長補佐 石塚 一哉

○ 議事日程（第1号）

日程番号	議案番号	付議案件
日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議長諸般事項報告
日程第3		会期の決定
日程第4	報告第1号	例月出納検査報告について
日程第5		行政報告
日程第6	報告第2号	専決処分事項の報告について(地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について)
日程第7	報告第3号	専決処分事項の報告について(和解及び損害賠償額の決定について)
日程第8	報告第4号	令和6年度財政援助団体等監査の結果報告について
日程第9	請願第1号	安平町における水道未整備地域の対応についての請願について
日程第10		一般質問
日程第11	令和6年第7回安平町議会定例会認定第1号	令和5年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定について(決算審査特別委員会報告)
日程第12	令和6年第7回安平町議会定例会認定第2号	令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(決算審査特別委員会報告)
日程第13	令和6年第7回安平町議会定例会認定第3号	令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について(決算審査特別委員会報告)
日程第14	令和6年第7回安平町議会定例会認定第4号	令和5年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(決算審査特別委員会報告)
日程第15	令和6年第7回安平町議会定例会認定第5号	令和5年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(決算審査特別委員会報告)
日程第16	令和6年第7回安平町議会	令和5年度安平町水道事業会計決算の認定について(決算審査特別委員会報告)

	定例会認定第 6号	
日程第17	議案第1号	安平町都市計画マスタープランの策定について
日程第18	議案第2号	刑法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第19	議案第3号	安平町営土地改良事業分担金徴収条例の制定について
日程第20	議案第4号	安平町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第5号	定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
日程第22	議案第6号	安平町スポーツセンター（本館）及び早来公民館（町民センター）の指定管理者の指定について
日程第23	議案第7号	令和6年度安平町一般会計補正予算（第10号）について
日程第24	議案第8号	令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第25	議案第9号	令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第26	議案第10号	令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
日程第27	議案第11号	令和6年度安平町水道事業会計補正予算（第4号）について
日程第28	議案第12号	令和6年度安平町下水道事業会計補正予算（第4号）について
日程第29	議案第13号	安平町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第30	議案第14号	令和6年度安平町一般会計補正予算（第11号）について
日程第31	議案第15号	令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について
日程第32	議案第16号	令和6年度安平町水道事業会計補正予算（第5号）について
日程第33	議案第17号	令和6年度安平町下水道事業会計補正予算（第5号）について
日程第34	意見案第1号	選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書（案）について
日程第35	意見案第2号	米不足と価格高騰への対策を求める意見書（案）について
日程第36		議員派遣の件について

日程第37		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第38		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第39		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

○ 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名 ～ 日程第10 一般質問

○ 会議録署名議員

議長は、本定例会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

3 番	小笠原 直 治
7 番	三 浦 恵美子

会 議 の 顛 末

◎ 議長あいさつ

[議長起立]

○議長（多田政拓君） みなさん、おはようございます。第9回定例会の開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。先の定例会以降、出来秋も無難に経過しました。温暖な日が続いていましたが、12月に入ってから急激に気温が下がって寒さが大変厳しく感じるようになりました。最近コロナ、インフルエンザ等の感染症も少し増えてきているという情報もあります。お集まりの議員各位並びに説明員の皆様方も令和6年の定例会、今回が最後になりますので、体調に留意されて審議していただくことをお願いしまして開会のごあいさつとさせていただきます。

会議の前にご報告します。5番田村議員より欠席の届け出がありましたので報告します。

[開会・開議 午前10時00分]

◎ 開会・開議宣告、議事日程の報告

○議長（多田政拓君） 只今の出席議員数は10名です。定足数に達しておりますので、只今から令和6年第9回安平町議会定例会を開会致します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（多田政拓君） 日程第1、**会議録署名議員の指名**を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により

3番 小笠原 直 治 議員
7番 三 浦 恵美子 議員 を指名致します。

◎ 日程第 2 議長諸般事項報告（委員会報告含む）

○議長（多田政拓君） 日程第 2、議長諸般事項報告を行います。

本年 9 月定例会以降における議長の諸般事項報告は、お手元に配布のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

次に各委員長から閉会中に行われた所管事務調査等の報告の申し出がありますのでこれを許します。初めに経済常任委員会の所管事務調査報告をお願いします。

〔鳥越経済常任委員長挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越委員長。

○経済常任委員長（鳥越真由美君） 所管事務調査報告を致します。

「資料朗読」

令和 6 年 1 2 月 2 日

安平町議会議長 多田 政拓 様

経済常任委員会
委員長 鳥越 真由美

所管事務調査報告書

本委員会は、閉会中所管事務調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

- | | |
|---------|---------------------------------------|
| 1 調査目的 | 所管事務調査 |
| (1) 事 件 | 安平町商工会 3 役及び安平建設協会 3 役との懇談 |
| (2) 日 時 | 令和 6 年 11 月 8 日（金）16 時 58 分～18 時 34 分 |
| (3) 場 所 | 安平町商工会館 会議室 |

- (4) 出席委員 鳥越委員長、米川副委員長、高山委員、梅森委員
- (5) 欠席委員 田村委員
- (6) 委員外 多田議長
- (7) 商工会出席者 5名（会長、両副会長、理事、事務局長）
- (8) 建設協会出席者 5名（会長、両副会長、理事、監事）
- (9) 議会事務局 木林事務局長
- (10) 結果 商工会会長及び建設協会会長、経済常任委員長からの挨拶の後、各団体から懸案となっている事項について説明及び要望を受け、その後懇談し閉会した。なお、各団体からの要望事項は別紙のとおりです。

裏面をお開きください。

別紙

1 安平町商工会要望事項

- (1) 安平町商工会では町からの様々な補助金のご支援をいただき、各種事業の運営を行っております。令和6年度の町補助金は下記のとおりです。また令和7年度につきましても同様に要望を提出しております。今後も引き続きご支援いただけるよう町への働きかけをお願いいたします。

令和6年度 町補助金の現状【補助金合計 67,851,000円】

○経営改善普及事業及び小規模事業特別推進事業費補助金	16,331,000円
○ふれあいセンターいぶき管理運営事業	3,000,000円
○青年部地域振興事業	316,000円
○創業塾事業	345,800円
○消費拡大地域活性化事業（プレミアム商品券事業）	24,653,000円
○安平町デマンドバス運行事業	18,090,000円
○ポイントあびらスタンプ事業	5,115,200円

- (2) 「追分ふれあいセンターい・ぶ・き」の町への移管（無償譲渡）につきましては、昨年の懇談会で、町と協議していきたい考えをお示ししました。

今年の通常総会において、「事務局の統合と町への移管（無償譲渡）に向けた協議を進める」ことを、今年度の事業計画の重点事業に位置付けし、承認されたことから、町に対して譲渡の意向を正式にお伝えしたところであり、今

後は、移管に向けて検討、協議してまいります。

2 安平建設協会要望事項

資料① 胆振東部地震発生前3か年と災害復旧工事終了後3か年の安平町発注工事の請負金額について（安平建設協会 会員落札分）

年度	請負金額（円）
平成27年度	785,075,000
平成28年度	1,379,678,000
平成29年度	1,108,575,000
令和4年度	298,468,000
令和5年度	369,120,000
令和6年度	372,090,000

※令和6年度については11/5入札分まで

資料② 直近3か年の安平町発注工事のうちの土木工事の請負金額について

年度	請負金額（円）
令和4年度	174,360,000
令和5年度	243,520,000
令和6年度	121,180,000

○要望①

資料①からもわかるとおり、震災前3か年に比べ直近の3か年の請負金額は半分ないし3分の1程度に減っている。

資料②からは土木工事について令和5年度と令和6年度を比較すると半分以下の請負金額となっている。

除雪体制の維持などにも係る従業員の確保という問題も出てくる。

発注工事を増やすこと、またそれが夏場だけではなく1年を通して受注機会を与えてもらえるようにしていただきたい。

○要望②

ニタッポロ川、トキサラマップ川、湯ノ沢川など町河川の改修工事を行ってほしい。近年降水量が増えており、ゲリラ豪雨など起こりやすくなっている。安全

性の確保から町河川の改修工事を行ってほしい。

○要望③

下水道工事がほぼなくなるため、それに代わるものとして町道本線の舗装工事を行ってほしい。路盤の穴や傷みなど皆さんも日常で気づいておられると思うが、非常に走りづらくなっていて町民からの苦情もよく耳にするので、ぜひ工事を行ってほしい。

○要望④

町内公園の整備を行ってほしい。先日、富岡のみずばしょう公園でも事故が発生しており、各公園とも老朽化している。

また、草刈等も定期的に行い維持管理等も含め整備をお願いしたい。

○要望⑤

現在、政策推進課が発表する建設工事発注予定情報は4月1日と10月1日に発表されるが、これを四半期に一度の発表に変更してほしい。入札を予定していた業者が工事の取り止めなど早目にわかるようにしていただきたい。

以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。続いて議会改革調査特別委員会の調査報告をお願いします。

〔梅森議会改革調査特別委員長挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森委員長。

○議会改革調査特別委員長（梅森敬仁君） 11番梅森です、議会改革調査特別委員会から報告します。

令和6年11月7日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議会改革調査特別委員会
委員長 梅森 敬仁

議会改革調査特別委員会報告書

本委員会は、閉会中議会改革の調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

- 1 調査の目的 議会改革の調査
- (1) 事 件 ①副委員長の互選について
②令和6年度議会懇談会について
③継続審議案件について(案件の確認)
- (2) 日 時 令和6年10月11日(金)12時02分～12時28分
- (3) 場 所 総合庁舎議場
- (4) 出席委員 梅森委員長、工藤秀一委員、米川委員、小笠原委員
鳥越委員、三浦委員、内藤委員、高山委員
- (5) 欠席委員 田村委員、箱崎委員
- (6) 委 員 外 多田議長
- (7) 事 務 局 木林事務局長、石塚課長補佐
- (8) 結果(概要)
欠員となっていた副委員長に工藤秀一委員を選任した。その後、令和6年度の議会懇談会の日程、実施体制などについて協議した後、議会改革に関する案件について確認した。

以上

2件目については、

令和6年12月11日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議会改革調査特別委員会報告書

本委員会は、閉会中議会改革の調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

- 1 調査の目的 議会改革の調査
(1) 事 件 議会懇談会の開催
(2) 日時及び場所、参加者

No.	開催日	時 間	会 場	参加者(町民)
1	12月1日(日)	午後2時00分～ 午後4時00分	ぬくもりセンター 多目的情報ホール	9名
2		午後6時00分～ 午後7時06分	早来学園 1階創作アトリエ	2名
3	12月2日(月)	午後2時00分～ 午後3時42分	安平公民館 多目的ホール	6名
4		午後6時00分～ 午後7時48分	遠浅公民館 多目的ホール	5名

- (3) 出席委員 梅森委員長、工藤委員、米川委員、小笠原委員、鳥越委員、三浦委員、箱崎委員、内藤委員、高山委員
(4) 欠席委員 田村委員
(5) 委員外 多田議長
(6) 事務局 12/1～木林事務局長、12/2～石塚課長補佐
(7) 懇談会でいただいた意見、要望等について
後日開催の委員会において取り扱いを協議します。

以上

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。次に議会運営委員会の所掌事務調査報告をお願いします。

〔高山議会運営委員長挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山委員長。

○議会運営委員長（高山正人君） では私の方から議会運営委員会の所掌事務調査について報告します。本委員会は閉会中の所掌事務調査のため委員会を2回開催したので安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

1回目の9月20日金曜日に、委員会は令和6年第7回定例会の反省について開催しましたが大きな課題はありませんでしたので口頭で報告します。

次に2回目の委員会については、報告書をご覧いただきたいと思います。

「資料朗読」

令和6年12月12日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議会運営委員会
委員長 高山 正人

所 掌 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、閉会中所掌事務調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

- 1 調査目的 所掌事務調査
- (1) 事 件 令和6年第9回安平町議会定例会の議事運営について
- (2) 日 時 令和6年12月11日（水）9時55分～11時30分
- (3) 場 所 安平町総合庁舎 議員控室

- (4) 出席委員 高山委員長、内藤副委員長、三浦委員、鳥越委員、梅森委員
- (5) 委員外 多田議長
- (6) 説明員 田中副町長
- (7) 事務局 木林事務局長、石塚課長補佐
- (8) 結果 令和6年第9回安平町議会定例会の招集に伴い本委員会を開催し、副町長から今定例会提出案件及び追加議案の概要について説明を受け質疑を行った後、議会提出案件及び議案審議の方法など議会運営のための所要の協議を行い委員会を終了しました。
協議の内容については別紙のとおりです。

別 紙

議会運営委員会協議決定（確認）事項

1 付議案件等

(1) 町長提出案件 19件

- ①報告案件 2件（専決処分事項の報告2件（地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定、和解及び損害賠償額の決定）
- ②条例制定等 3件（刑法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定、安平町営土地改良事業分担金徴収条例の制定、安平町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定）
- ③補正予算 6件（一般会計(第10号)、国保（第3号）、後期(第2号)、介護(第4号)、水道（第4号）、下水道(第4号)）
- ④その他 3件（安平町都市計画マスタープランの策定、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結、安平町スポーツセンター（本館）及び早来公民館（町民センター）の指定管理者の指定）
- ⑤追加議案 5件 令和6年人事院勧告に関する案件（町職員の給与に関する条例等の一部改正、一般会計補正(第11号)、介護(第5号)、水道(第5号)、下水道(第5号)）

(2) 継続審査 6件（令和5年度一般会計及び4事業特別会計、水道事業会計の

決算の認定(決算審査特別委員会報告))

(3) 議会提出案件について 8件

- ①報告案件 1件(例月出納検査報告)
- ②請願案件 1件(水道未整備地域の対応についての請願)
- ③意見案 1件(別紙のとおり)
- ④その他議決を要するもの 4件(議員派遣の件、各委員会閉会中の継続調査申し出3件)
- ⑤追加案件 1件(財政援助団体監査報告)

2 会期について

会期は12月18日(水)から19日(木)までの2日間とし、20日(金)を予備日とすることに決定しました。

3 議事日程について

本委員会開催までに意見書の提出が1件あったので、その日程を追加した議事日程を開会当日に配布し、更に議会開催日前までに議案及び意見書等の提出があれば議長と協議のうえ、その件数を追加した議事日程を開会当日に配布し議事を進めることに決定しました。

4 一般質問について

7名の議員から16件の通告がありました。

一議員 質問・答弁を合わせて1時間の時間制限があるので、制限時間直前に質問した結果、答弁の最中に1時間を超えるということがないように、また、質問内容が重複するなどの理由がある場合を除き通告内容については必ず質問を行い、内容を逸脱せず、質問・答弁とも簡潔に行っていただきますようお願いします。

5 令和5年度各会計決算の認定について

令和6年第7回定例会で決算審査特別委員会に審査を付託した令和5年度各会計決算の認定については、議長が6件を一括議題に付し委員長に審議結果の報告を求めた後、質疑・討論を省略し、直ちに会計ごとに採決を行うことに決定しました。

6 請願第1号 安平町における水道未整備地域の対応についての請願について

安平町議会会議規則第90条及び第91条の規定に基づき、請願書の写しを議員に配布し、所管の常任委員会に付託することに決定しました。本件の町担当課は税務住民課となるため、所管の常任委員会は総務常任委員会となります。また、審査には、通常日時を要することから、議会の議決を経て閉会中の継続審査とし、審査期間は次の定例会までとするのが通例となっていることから、そのように進めることに決定しました。

以上

以上、報告します。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。次に各一部事務組合議会の報告についてを議題とします。関係議員より報告願います。胆振東部消防組合議会の報告をお願いします。

〔工藤胆振東部消防組合議会議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○胆振東部消防組合議会議員（工藤秀一君） はい。この間2回の臨時議会が開催されましたので、この2件について報告させていただきます。

「資料朗読」

令和6年11月5日

安平町議会議長 多田 政拓 様

胆振東部消防組合議会議員 工藤 秀一
同 箱崎 英輔

胆 振 東 部 消 防 組 合 議 会 報 告 書

過日開催された胆振東部消防組合議会臨時会に出席したので、次のとおり議会の概要を報告します。

記

- 1 会 議 名 令和6年第1回胆振東部消防組合議会臨時会
- 2 開 催 日 令和6年10月25日（金）午後3時
- 3 開催場所 厚真消防団 分団詰所（1階会議室）
- 4 経 過 議長の開会・開議宣言の後、議事日程の報告、会議録署名議員の指名が行われ、引き続き本臨時会の会期を1日限りと決定した後、管理者から提案理由の説明を受け、議案4件について審議を行い閉

会しました。

5 付議事件及び審議結果

- (1) 議案第1号 胆振東部消防組合消防本部・厚真支署庁舎・消防団拠点施設
建築工事請負契約の締結について

原案可決

※ 組合消防本部・厚真支署庁舎等の建築工事を実施するため、4社において指名競争入札を行い、落札した丸彦渡辺・木本 特定建設工事共同企業体と12億6390万円で契約を締結するもの。完成予定は令和8年2月15日。

- (2) 議案第2号 胆振東部消防組合消防本部・厚真支署庁舎・消防団拠点施設
電気設備工事請負契約の締結について

原案可決

※ 組合消防本部・厚真支署庁舎等の電気設備工事を実施するため、4社において指名競争入札を行い、落札した厚信・三國・小寺 経常建設共同企業体と2億9370万円で契約を締結するもの。完成予定は令和8年2月15日。

次のページで

- (3) 議案第3号 胆振東部消防組合消防本部・厚真支署庁舎・消防団拠点施設
機械設備工事請負契約の締結について

原案可決

※ 組合消防本部・厚真支署庁舎等の機械設備工事を実施するため、3社において指名競争入札を行い、落札した進興・木本 経常建設共同企業体と3億1020万円で契約を締結するもの。完成予定は令和8年2月15日。

- (4) 議案第4号 令和6年度胆振東部消防組合補正予算（第4号）について

原案可決

※ 今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億1591万2千円とするもの。
歳出補正の内容は、厚真消防施設、消防職員待機宿舎の屋外給水管布設替工事を行うもので、歳入は前年度繰越金を充当するもの。

以上

令和6年12月2日

安平町議会議長 多田 政拓 様

胆振東部消防組合議会議員 工藤 秀一
同 箱崎 英輔

胆 振 東 部 消 防 組 合 議 会 報 告 書

過日開催された胆振東部消防組合議会臨時会に出席したので、次のとおり議会の概要を報告します。

記

- 1 会 議 名 令和6年第2回胆振東部消防組合議会臨時会
- 2 開 催 日 令和6年11月15日（金）午前10時
- 3 開催場所 厚真消防団 分団詰所（1階会議室）
- 4 経 過 議長の開会・開議宣言の後、議事日程の報告、会議録署名議員の指名が行われ、引き続き本臨時会の会期を1日限りと決定した後、管理者から提案理由の説明を受け、議案1件について審議を行い閉会しました。
- 5 付議事件及び審議結果
 - (1) 議案第1号 胆振東部消防組合消防本部・厚真支署庁舎・消防団拠点施設外構工事請負契約の締結について

原案可決

※ 組合消防本部・厚真支署庁舎等の外構工事を実施するため、4社において指名競争入札を行い、落札した木本・丸斗・北辰 特定建設工事共同企業体と2億1230万円で契約を締結するもの。完成予定は令和8年2月15日。

以上

以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。以上で議長諸般事項報告を終わります。

◎ 日程第3 会期の決定

○議長（多田政拓君） 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。本定例会の会期は議会運営委員長報告のとおり本日12月18日と19日の2日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は12月18日と19日の2日間に決定致しました。なお、議会運営委員長報告のとおり20日を予備日と致します。

◎ 日程第4 報告第1号

○議長（多田政拓君） 日程第4、報告第1号例月出納検査報告についてはお手元に配付のとおりでありますので、これをもって報告済みと致します。

◎ 日程第5 行政報告

○議長（多田政拓君） 日程第5、行政報告を行います。町長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） みなさん、おはようございます。令和6年第9回安平町議会定例会にご参集の皆様、大変ご苦勞様です。また、傍聴席にお越しいただきました皆様、更にあびらチャンネル等を通じて議会中継をご覧いただいております多くの町民の皆様、どうぞよろしくお願ひします。

さて、今年1年を振り返りますと1月の元旦に発生しました能登半島地震からもうすぐ1年が経過しようとしていますが、能登地震及び復旧途中の9月21日から23日にかけて襲った能登半島豪雨による災害などによりお亡くなりになられた皆様にお悔やみを申し上げるとともに、今なお仮設住宅などご不

由な生活をされている被災者の皆様に対してお見舞いを申し上げる次第です。この能登半島地震災害に際しては、安平町からも石川県志賀町、輪島市そして富山県の氷見市に対してそれぞれ職員派遣を行い、復旧の支援をさせていただきましたが、先月 11 月 11 日の災害復旧促進全国大会で御講話された珠洲市の市長様、更には 11 月 20 日の全国防災危機管理トップセミナーにおいて講話された能登町長とそれぞれ応援をし、復興活動への激励等のごあいさつをさせていただいたところです。安平町においても引き続き自主防災組織に対する支援や防災研修会の開催などにより安心安全なまちづくりに努めてまいります。

安平町の観光拠点施設である道の駅あびら D51 ステーションにおいては、2 年連続 60 万人を超えるお客様にご来場していただきました。特に集客効果の大きい観光資源として菜の花イベントによる集客、更に鉄道イベントやむかわ竜、ティラノサウルスの企画展、また、追分高校生が企画したロールケーキの販売イベントなど毎月のように地域を巻き込んだ催しが開催されるなど、こうした取り組みが評価されまして道内の道の駅スタンプラリーを完走した方 3014 人が選んだ道内の道の駅ランキング 2023 が北海道開発局より今月の 12 月 2 日付けで発表されましたが、道の駅あびら D51 ステーションが 8 部門のうち家族で訪れたい道の駅ランキングで見事 1 位となり、その他トイレが綺麗な道の駅や再度訪れたい道の駅においてもそれぞれ 10 位にランクインしたところです。これまで道の駅の運営にご尽力されてこられた安平観光協会をはじめ、職員、社員また各種イベント企画に協力していただきました多くの皆様に厚くお礼を申し上げたいと思います。

20 年ぶりに転入が転出を上回る社会人口増が昨年 2 年連続となったお話もさせていただいていますが、現在、今年も 11 月末現在であります。18 人の社会人口増となっています。これまで進めてきたまちづくりの成果が数字として表れたものと受け止めています。また、昨年に引き続き大東建託による居住満足度調査いい部屋ネット町の幸福度ランキング 2024 で 2 年連続安平町が 3 位に入るなど安平町のまちづくりが評価されましたが、今後更に住民と行政との接点、いわゆるフロントヤードの改革を進めるとともに、更なる移住につながるよう住民サービスの向上という観点から今月の 23 日から L I N E を活用したスマホ役場により 24 時間 365 日簡単に住民票や戸籍証明、印鑑登録証明、税証明の電子申請ですとかオンライン決済によりまして郵送で証明書が自宅に配達されるサービスを提供するなど、引き続き安平町デジタル D X 推進計画に基づく各種施策の取り組みを進めてまいります。

それでは早速ですが令和 6 年第 8 回安平町臨時議会以降の行政事項の 4 件についてご報告させていただきます。

まず 1 件目ですが、公営住宅家賃の過誤徴収への対応に係る追加の報告についてです。9 月定例会におきまして税制改正の内容の理解不足に伴い、令和 3 年 7 月以降の公営住宅家賃の算定において過誤徴収が発生した件を行政報告するとともに過誤徴集分の還付金について補正予算として計上させていただきました。

した。これを受けまして公営住宅家賃の過誤徴収対象者に対し還付を行うため、それぞれの還付金額を改めて再確認をしていたところ、9月定例会に提案した補正予算額の算定では年度途中に生じた所得減少の把握が十分ではなく、現状予算では還付金に不足が生じることとなりました。このため9月定例会に続き、本定例会におきましても以下の表のとおり追加補正予算を提出する必要が生じたので改めてお詫び申し上げますとともに、当該補正予算についてご決定くださるようよろしく申し上げます。なお、この度発生した公営住宅家賃の過誤徴収に関し、その主たる原因が法改正情報・家賃算定事務の情報共有不足によるもので、再発防止に向けて既に担当者以外の職員による二重、三重のチェック体制を構築するとともに、関係部署が保有する入居者所得情報などとの突合強化を図っているところであります。また、今回の事案につきましては去る10月に私の諮問による職員懲罰審査委員会が設置され、関係者の事情聴取などが行われ、その答申に基づき関係職員に対して文書による厳重注意処分を行っておりますことを併せてご報告申し上げます。いずれにいたしましても、今回の事務処理ミスにより町行政に対する信頼と信用を損ねる結果となりましたこと、議員各位並びに町民の皆様にご心からお詫び申し上げます。

2件目です。安平町立地適正化計画の策定についてです。持続可能で生活の利便性が高いコンパクトなまちづくりの実現に向け、都市再生特別措置法に基づき計画期間を令和27年度までとする安平町立地適正化計画を令和6年12月に策定したのでご報告いたします。この計画は「若者や子育て世代の定住の促進」、「安心して暮らせるための都市機能の維持・充実」、「利用しやすい公共交通の形成」の実現を目指すというまちづくりの方針を掲げ、医療・福祉・商業施設等の都市機能や居住の緩やかな誘導を図ることにより、コンパクトなまちづくりを推進してまいります。なお、安平町立地適正化計画につきましては別添資料のとおりとなっております。以上、安平町立地適正化計画の策定についてご報告いたします。

続きまして3件目です。冒頭でも触れましたが安平町スマホ役場サービスの提供開始についてです。安平町ではこれまでスマートフォンアプリのLINE公式アカウントにて主に子育て世代に対して情報発信を行ってきましたが、デジタル技術を活用して様々な行政サービスを提供するツールとすべく、12月23日にLINE公式アカウントをフルリニューアルいたします。これによりまして、ワンタッチで様々な情報を簡単に探すことができ、受信設定によってご自身が受信したい町からのお知らせを受け取ることができるほか、マイナンバーカードで本人確認をしていただくと住民票の写しや戸籍証明書、印鑑登録証などの各種証明書が自宅からいつでも申請でき、その交付手数料や送料などの支払いもクレジットカードやキャッシュレス決済アプリなど、様々な決済手段に対応しているのでオンラインで簡単に完結することができるようになります。なお、詳細については令和7年1月の広報あびらの特集記事でお知らせいたします。以上、安平町スマホ役場サービスの提供開始についてご報告いたします。

次に4件目です。東胆振圏域の下水道汚泥・し尿処理に関する広域化・共同化についてです。国は平成30年1月に都道府県に対して、令和4年度までに全ての都道府県に下水道事業の広域化・共同化計画の策定と平成30年度早期の管内全市町村等が参加する体制の構築を求められました。このことから東胆振圏域では令和元年度から下水汚泥・し尿処理の広域化・共同化に関する検討を始め、令和4年度に東胆振圏域の下水道汚泥・し尿処理に関する広域化・共同化基本計画（案）を策定いたしました。今後はこれまでの協議を踏まえて策定された基本計画やロードマップに沿って計画完了予定の令和17年まで作業を進めていくものです。本計画は苫小牧市、厚真町、安平町、むかわ町、白老町、平取町、日高町が対象自治体となり、現下の課題でもあります上下水道等の運営の持続可能性を確保するため、各汚水処理事業の経営改善や市町村の枠組みを超えた施設の統廃合や下水汚泥の共同処理等、スケールメリットを活かした効率的な管理が可能な広域化・共同化に向けた議論を更に進めていくものであります。また、この運用は定住自立圏の枠組みの中で取り組むこととしており、今月中に1市4町の各議会にて下水道汚泥・し尿処理に関する広域化・共同化に関する承認をいただいた後、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結を予定しております。以上、東胆振圏域の下水道汚泥・し尿処理に関する広域化・共同化についてご報告いたします。

以上、行政報告4件について申し上げさせていただきましたが、次に先に本定例会に私どもの方からご提案をさせていただいております案件についてご説明を申し上げます。先ほど議会運営委員会の高山委員長様からもご説明ありましたが報告案件2件、認定案件6件、条例案件4件で関係条例の整備に関する条例など条例の制定が2件、当日配布1件を含む条例の一部改正が2件。当日配布4件を含む補正予算案件が10件で、更に計画策定などその他の案件が3件でこれら総計25件について提案させていただいているところです。

最初に報告案件2件ですが、専決処分事項の報告2件です。

認定案件6件ですが、こちらについては令和5年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定ほか、令和5年度の各特別会計、事業特別会計の決算の認定について総計6件です。

次に条例案件4件ですが、刑法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてです。刑法等の一部改正により懲役及び禁固が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、改正が必要な安平町条例について整理するためこの条例の制定について提案するものです。2件目は安平町営土地改良事業分担金徴収条例の制定についてです。こちらは農産物の生産拡大の推進及び生産性向上のため農地の区画拡大や暗渠排水等の基盤整備をきめ細かく機能的に行う町営土地改良事業の実施に伴い受益者から分担金を徴収するため、この条例の制定について提案するものです。次に3件目です。安平町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてです。こちらは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

に関する法律等の一部改正に伴い、保険医療機関等における被保険者証等の提示について解説するため、この条例の制定について提案するものです。次に当日配布をさせていただきました安平町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは8月8日付け人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正法案が国会提案されたことに鑑み、安平町職員の給与月額、期末・勤勉手当の支給率及び寒冷地手当の支給額を改定するとともに配偶者にかかる扶養手当の廃止。子にかかる扶養手当の支給額の引上げ等所要の改正を行うため、この条例の制定について提案するものです。

次に補正予算案件 10 件です。まず令和6年度安平町一般会計補正予算（第10号）についてです。こちらは歳入歳出それぞれ7359万9000円を追加し、歳入歳出総額98億8617万7000円とするものです。次に令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてです。歳入歳出それぞれ1458万6000円を減額し、歳入歳出総額8億7057万9000円とするものです。令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてです。こちらは歳入歳出それぞれ467万6000円を減額し、歳入歳出総額1億6865万円とするものです。次に令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてです。こちらは保険事業勘定ですが、歳入歳出それぞれ527万2000円を追加し、歳入歳出総額11億488万2000円とするものです。次に令和6年度安平町水道事業会計補正予算（第4号）についてです。まず収益的収入及び支出ですが、収入は3万5000円を増額し4億366万2000円とするものです。支出は444万7000円を増額し3億6227万8000円とするものです。次に資本的収入及び支出ですが、収入は1288万6000円を増額し7223万4000円とするものです。支出は1281万8000円を増額し、1億5729万9000円とするものです。次に令和6年度安平町下水道事業会計補正予算（第4号）についてです。収益的収入及び支出ですが、収入は24万3000円を増額し6億8291万5000円とするものです。支出は22万3000円を増額し6億5465万1000円とするものです。次に資本的収入及び支出ですが、収入は1万4000円を増額し3億9240万円とするものです。支出は1万4000円を増額し4億2149万2000円とするものです。次に当日配布の令和6年度安平町一般会計補正予算（第11号）についてです。歳入歳出それぞれ1億3564万2000円を追加し歳入歳出総額100億2181万9000円とするものです。当日配布、続きまして令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）についてです。こちらは保険事業勘定ですが、歳入歳出それぞれ115万6000円を追加し歳入歳出総額11億603万8000円とするものです。同じく当日配布の令和6年度安平町水道事業会計補正予算（第5号）についてです。収益的収入及び支出ですが、支出は123万5000円を増額し3億6351万3000円とするものです。次に議会の議決を経なければ流用することのできない経費ですが、科目は職員給与費として補正予算額として123万5000円を追加し3852万4000円とするものです。次に同じく当日配布令和6年度安平町下水道事業会計補正予算（第5号）についてです。まず収益的収入及び支

出ですが、支出は47万2000円を増額し6億5512万3000円とするものです。次に議会の議決を経なければ流用することのできない経費ですが、科目は職員給与費でして補正予算額47万2000円を追加し4515万5000円とするものです。なお、水道事業会計及び下水道事業会計については公営企業会計法に基づく会計となるため収入額と支出額は合致しません。

その他の案件ですが、まず1件目。安平町都市計画マスタープランの策定についてです。こちらは安平町都市計画マスタープランの策定について安平町議会基本条例第3条の規定により提案するものです。続きまして2件目、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についてです。こちらは下水汚泥及びし尿処理の広域化・共同化に資するため協定の一部を変更したいので安平町議会基本条例第3条第4号の規定により提案するものです。最後に3件目、安平町スポーツセンター（本館）及び早来公民館（町民センター）の指定管理者の指定についてです。こちらは安平町スポーツセンター（本館）及び早来公民館（町民センター）の指定管理を指定するため、安平町公の施設に関する指定管理者の指定の手続き等に関する第7条第1項の規定により提案するものです。

以上、これら提案事項の具体的な内容等については、それぞれ上程されました段階で副町長または担当課長、担当参事等から詳しくご説明を申し上げます。

以上、私どもの方からご提案させていただきました案件を説明させていただきましたので、ご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。また、事務的な事項に関することについては別添事務報告書を配布させていただいておりますのでご参照願います。補足説明は特にありませんので、以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

- 議長（多田政拓君） ご苦勞様でした。町長の行政報告が終わりましたが、行政報告に対して質疑があれば1議員1回に限り内容確認程度の質疑を認めます。質疑はありませんか。

〔米川議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 米川議員。

- 2番（米川恵美子君） 1番目の公営住宅家賃過誤徴収への対応にかかる追加報告についてですが、ここで二重、三重のチェック体制を構築っておりますけど、これ誰がどのようにチェックするのかということと、それからもう1点。職員懲罰審査委員会が設置されたとありますが、この委員会は条例または規則によって決まっているのか。また、この委員会に属している役職だとか職員の立場というかメンバーはどういうものなのか伺います。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 私の方からチェック体制について答弁させていただきます。チェック体制については、まず担当者が入力したものを同じグループ員の中の職員が1人。それとグループリーダーあるいは私の方でもう1回チェックするという形でチェック体制を構築していくように考えています。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 懲罰審査の関係のご質問ですが、まずこの懲罰審査は安平町職員の懲戒処分に関する規則がありまして、この中で設置をするものです。懲罰審査のメンバーですが、副町長を委員長とし教育長、総務課長のほか事案発生の度任命する2名の職員の計5名により構成されます。非違行為が過去の事案などと比較して懲戒処分として戒告以上の処分に相当することが認められ、また、社会的影響等を勘案して必要と認める時には審査委員会の作成にかかる手続きの透明性及び公平性及び公正性といったものを確保するため、職員以外の学識経験を有する者2名を外部審査委員として選任することができますが、今回の事案についてはその選任は行っていません。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 議長、3番と4番一括で聞いてよろしいですか。

○議長（多田政拓君） どうぞ。

○3番（小笠原直治君） それではスマホサービスの提供開始。12月23日からフルリニューアルしますと書かれてありますけど、これによる経費等含めてどうなっているのかが3番目の質問。

4番目のし尿処理の広域・共同化なのですが、実は私平成29年に当時組合の議員でしたから愛媛県の西予市に視察に行ってきました。西予市の時にはかなりの町村が合併して一つの西予市となったもので、そこでし尿処理の処理場をどこに持って行くのかということはかなり喧々譁々となって、これ大変失礼な言い方ですが、その地域住民にとってはある意味では迷惑施設なのですね。私も傍に行ってきましたが臭いはします。そんな意味で、これから安平町としては施設の場所等含めてどういうスタンスでいくのか。また、莫大な経費がかかります。維持管理費も西予市の担当者が言っていましたが、処理そのものの機械が外国製であって、良いものではありませんが経費がかかりますと言っていま

したので、経費の分担等含めてこれからの問題だろうと思いますが、それぞれの、これどういうふうに関め方、それぞれ市町村の量、出し方の量によって決まってくるのか、そうではなくて按分して行くのか。それらを含めて今のところ、まだ 17 ですからまだまだな話ではありますから、でも町としてはある意味ではそれらを含めて頭の中に描いて行く必要があるのではないかと思います。この 2 点です。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） スマホ役場サービスの経費にかかるご質問になりますが、これについては本年度の当初予算でDX推進の経費ということで計上していましたが、具体的な金額については今資料が無いので後ほどお知らせしたいと思いますですがよろしいですか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 私の方から答弁できる範囲の内容になるのですが、この取り組みを定住自立圏構想の中で取り組んでいくということで、今年度はビジョンが終了するという事で次期ビジョンにこの課題であるし尿処理の共同化等々を書き込んでいくということで議案提案させていただく内容となっています。議論自体については所管します水道下水道の方と税務住民課のし尿処理の方なのですが、この間、国の指示といいますか国からの申し入れもありまして議論を進めていまして、来年度からこれを本格的にスタート、これを 17 年までの間に完了させていく内容で進めさせていただく。これをまず 1 市 4 町の議会の中でご承認をいただく。あわせて組合の方については組合議論がありますので、お聞きするところによりましてこの後 23 日の組合の中で協議があると聞いていますので、各部門ごとにいろいろ協議を進めながらこうした課題について議論を進めていく、このスタートラインに立たせていただくための作業を今回させていただくということになっているものですから、具体的な議論になりますと私の所管するところで内容、細かいところはわかりませんが、中核市である苫小牧市様の方に処理施設を。下水道の汚泥については今現在ある安平町の処理施設の方から集約施設に持って行くというところでお聞きしています。加えまして議員も当時関わっていただきました組合については、老朽化の問題があったりと、そういった今後の維持管理含めたところでの課題点、これを国が示した広域化・共同化といったところに議論として乗っかっていく内容で私の方ではお聞きしているところなので、全体的にはこれからの議案ということでご承知おきを、まずいただければ幸いです。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 私の方からは3番目の安平町スマホ役場サービスの提供開始について、先ほど小笠原議員からも経費に関する質問がなされたのですが、私はこのリニューアルする内容についてですが、多分町政懇談会でも要望で出されていたものも踏まえたものかなと思うのですが、町民のニーズを踏まえた内容でリニューアルされるのかというのが内容で、また、そのニーズをどのように把握されたか、この2点をお願いします。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） これまでLINEの公式アカウントというのは行政報告でもありましたが子育て世代に向けた情報発信、こちらからプッシュ型と言いますかお知らせをするためのツールとして用いていたものでした。

町民のニーズということですが、この間一般質問等でもいろいろご質問いただいたところで、よりこのLINE、もともとあるアプリを利便性を高めてリニューアルするという事で考えたということです。内容についてはいろいろありますが、例えばホームページへワンタッチで必要な情報に飛ぶことができるとか、行政報告でもありましたが各種申請についてオンラインで申請がご自宅、役場に来なくてもできるということ。またその支払い、住民票や各種証明の手数料の支払についてもオンラインの決済サービス等を用いて役場に来なくても完結できるということですか、また、ごみのカレンダーですね。今日は何のごみの日、通知の設定をすれば来るというような様々な内容があります。スマートフォンをお持ちの方は、より便利に身近に役場になるのかなということのリニューアルということになっています。

それと先ほどの小笠原議員のご質問の金額ということで、資料が見つかったので今ここで答弁させていただいてもよろしいですか。

○議長（多田政拓君） どうぞ。

○総務課参事（池田恵司君） 2種類ありまして。先ほど申しましたLINEの利用料というのが年間で約400万円です。その他にオンライン決済サービスの手数料がかかりますが、これが約26万円ということで426万円弱ほどの経費が年間かかるということになります。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ、これで

[田中副町長挙手]

○議長(多田政拓君) 副町長。

○副町長(田中一省君) 先ほど町民のニーズをどのように把握したのかと言いまして、町政懇談会の後、私の方から担当課に言いまして、今回新しくリニューアルするところ、前回までは安平町のホームページのタグがありまして、そこをタップしてからでないといわなかったのですが、今回のリニューアルは基本メニュー、暮らし、子育て、町の魅力情報という分類が分けて、それぞれのところにタップをすると、例えば基本であれば移住定住、ふるさと納税、広報紙、公式SNS、各課の連絡先、安平町議会と。今まではホームページを開いてLINEのホームページを開いてそこから中に入ってくるという形でこの部分はよろしくない、そこまでホームページに入らないと見られないというのが町政懇談会でもお話でしたことからこのような部分、そして新たに検証用の部分があったことを補足させていただきます。

○議長(多田政拓君) 他にありませんね。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ、これで行政報告を終わります。

◎ 日程第6 報告第2号

○議長(多田政拓君) 日程第6、報告第2号 専決処分事項の報告について(地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について)を議題とします。説明を求めます。

[岡総務課長挙手]

○議長(多田政拓君) 総務課長。

○総務課長(岡康弘君) 報告第2号朗読

報告第2号

専決処分事項の報告について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年12月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

次のページをお開きください。

安平町専決処分第14号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年11月20日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（別紙）

次のページですが、改正条文となっていますので条文の朗読は省略し、4ページ、5ページの新旧対照表でご説明申し上げます。次のページ新旧対照表をお開きください。

今回の条例改正は9月に専決処分により改正が行われた同一引用条文について令和6年の地方自治法改正で更に条番号に移動が生じたことに伴い、この条番号を引用する2本の安平町条例に条ずれが生じたため整理条例として一括改

正するものです。

第1条関係の安平町監査委員条例については、その第2条において地方自治法第243条の2の8、第3項と引用しているものを第243条の2の9、第3項と。また、次の5ページ、第2条関係の安平町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例については、その第5条において地方自治法第243条の2の8、第8項と引用しているものを第243条の2の9、第8項と改正したものです。

この条例改正ですが、法令の改正に伴い必然的に安平町条例に改正が生じたものでして、独自に判断する余地が無いものですから平成18年に議決された議会の委任による町の専決処分事項の指定についての第4の事項の適用により地方自治法第180条第1項の規定により専決処分させていただき、直近議会の本定例会で報告させていただくものです。

施行期日ですが、令和6年に改正をされました地方自治法のうち今回の改正規定が本年9月26日付けで施行されていますことから、条例は11月26日付けで交付し、同日の施行としています。以上で報告事項の説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。本件については以上で報告済みとします。

◎ 日程第7 報告第3号

○議長（多田政拓君） 日程第7、報告第3号 専決処分事項の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）を議題とします。説明を求めます。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 報告第3号朗読

報告第3号

専決処分事項の報告について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年12月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

和解及び損害賠償額の決定について

裏面をご覧ください。

安平町専決処分第15号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年11月22日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

和解及び損害賠償額の決定について（別紙）

（別紙）

記

- 1 損害賠償金額
110,495円
- 2 和解及び損害賠償の相手方
住所
氏名

3 事故の概要

(1) 発生日時

令和6年4月24日午後3時30分頃

(2) 発生場所

町道早来市街1条線地先

安平町早来大町13番地1地先

(3) 事故の状況

準用河川トキサラマップ川沿いにある自己所有地に自家用車を駐車しようとしたところ、宅盤が陥没し助手席側前輪が脱輪し、車体下部が損傷した。

(4) 本町の責任原因

道路雨水排水管の管理瑕疵

(5) 本町の過失割合

100パーセント

補足ですが、町道早来市街1号線は古くからある町道で、昭和50年頃には既に舗装がされていました。当時、雨水排水を準用河川トキサラマップ川へ放流するため民地の一部を借用し雨水管を敷設していましたが、老朽化により雨水管が破損し陥没事故につながりました。現在は排水ルートを変更し、早来市街北1号線の排水に接続替えをしています。今後については古い路線の排水ルートの調査を行い、再発防止に努めてまいります。以上で報告事項の説明を終わります。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私は責任の原因について、課長の方からさらっと管理瑕疵を説明されたのだけど、どうしてこういうことが、管理瑕疵が起きてきたのかという、背後要因は何だったのか。それは職員が足りなくてきちんとできていなかったと、それとも予算上お金が無くてこれらの点検ができなかったのかというものをしっかりとしないと、自動車だから落ちたから良いとか悪いではなくて、例えば人が乗っていた時はどうだったのだろうかということになると大変な問題につながっていくと私は思います。そんな意味では私は責任追及しているわけではないですよ。どうしてこういうことが起きたのかという背後の要因について、答えられるのであれば課長に答弁お願いしたいと思います。

[塩谷建設課長挙手]

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 原因ですが、昭和の時代に造られた工作物等について、今現在、我々道路管理をする上で道路台帳がありまして、道路台帳は過去に行った町道の認定事故とか道路の基本的な情報が載っているもの、それに合わせて道路台帳図という図面があります。その図面の中に排水関係が図示されていなかったのが一つ原因かなと思っています。本当の昭和の時代といって我々逃げるわけではないのですが、過去のものについて我々がわかっていない情報が出てくる場合があります。それについては、その時点で調査をして対応しているところです。私も昔、職員として現場担当だった頃、早来北進地区にあるのですが、町道の部分が昔は道道だった頃、道道から町道に移管されていたのですが、その道道の下に排水管があって、それが民地と民地の間に排水管が入っていた部分があって、そういうのも気づかずにいたのですが、後々それがわかるようになってそれを管理している状況もありますので、今後については先ほども言いましたとおり発見次第きちんと管理していくことで対応していきたいと思っています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ、質疑なし、

[三浦議員挙手]

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今、原因などこのようにしていくという説明があったのですが、今後そのような場所があった時に調べるというお答えだったのですが、管理状況はどうだったのかということと、今後どのように調査をされていくか。古いところはわからないと言えばわからないのかもしれませんが、その状況をどうして把握されて今後再発防止に努めていかれるかも、ちょっと説明いただけたらと思います。

[塩谷建設課長挙手]

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 先ほど道路台帳の話をしていただいたのですが、道

路台帳の図示されている情報が足りない部分がありまして。北海道が管理している道路台帳図を見ますと、工作物の位置が載っていたり延長ですとか分かりやすい図面になっているのですが、我々が現在持っている道路台帳がまた古い部分もあって情報が細かく整備されていないということです。それを発見次第載せていくという形にはするのですが、近年、道路改良工事が行われていたりするものについては、直ぐさま道路台帳図に反映させてはいるのですが、過去の古い図面関係もう一度洗いなおして現地見ながらその辺の調査を少しずつやっていくと。いっぺんにやるのは業者さんをお願いしなければならないので、お金もかかりますのでその辺はどれぐらいのボリュームがあるのか調べて我々の手でできるものであれば少しずつ加筆をしていく考えです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 職員の皆さんでやるのは限界があると思うので、できれば業者さんに頼んで予算付けてもらって、しっかりローラーかけて見てもらった方が今後怪我人とか亡くなる方とか出たら困るので、そこら辺含めて予算要求とかしていく方向性も考えられるのかどうかお願いします。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 先ほども言いましたが、どれぐらいのボリュームがあるのかによって我々が対応できるのかも決まってくると思いますので、その辺見極めて、もし必要であれば予算を計上させていただいて道路台帳整備の更新ということを考えていきたいと思います。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 先ほどから課長の説明で、場所は自分も1条線の中で生活しているものですからよくわかるのですが、トキサラマップ川の横に排水管出たと思うのですよ。だから無かったとか分からなかったとか言っていましたけど、あれ川の横に排水管が出ているのは僕らもよくわかっている話なのです。だから、分かっていたとか図面がおかしいとか、付いていなかったと言っているけど現地にはその証拠としてちゃんと排水管が川側に出たはずなのですけども、その辺は全く認識していなかったという意識でいいの

か。僕ははっきり言ってあそこに管が出ていた認識はありますので、担当課がわからなかったというのであれば非常にずさんだなとしか言いようがないのですが、その辺の理解はしていたのでしょうか。

[塩谷建設課長挙手]

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） トキサラマップ川なのですが、今公共下水道事業として雑排水とか汚水関係については下水道処理がされているのですが、昔、昭和の時代については雑排水って川に流していたのですよね。なので川の護岸にいろいろ管が出ているのですが、これが個人のものなのか道路部分なのか判断付かない部分があって、それが生きているものなのか、もう使われていないものなのかも判断できていないところもあるのです実際のところ。なので当然この川については、将来的にはトキサラマップ川、河川整備したいと思っていますので、その時にはその辺の整理をして、もう使われていない管であれば塞ぐとかそういう作業はしていきたいと思うのですが、その辺も含めてわからなかったと。普通のコンクリート管が出たからって道路とは限らず個人の方が昔使っていた雑排水管である可能性も高く、そこは非常にわかりづらかったということです。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで質疑を終わります。本件については以上で報告済みとします。

◎ 日程第 8 報告第 4 号

○議長（多田政拓君） 日程第 8、報告第 4 号 令和 6 年度財政援助団体監査の結果報告についてはお手元に配布のとおりですので、以上で報告済みとします。

◎ 日程第 9 請願第 1 号

○議長（多田政拓君） 日程第9、請願第1号 安平町における水道未整備地域の対応についての請願についてを議題とします。請願については安平町議会会議規則第91条の規定により所管の常任委員会または議会運営委員会に付託することになっています。本請願の町担当課は税務住民課ですので、総務常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認め、そのように決定しました。なお、審査の期間は次の定例会までを目途にさせていただきます。

◎ 日程第10 一般質問

○議長（多田政拓君） 日程第10、一般質問を行います。確認のため申し上げます。一般質問は一議員、質問と答弁を合わせて1時間以内の時間制限があります。また、議会運営副委員長から報告のとおり、通告内容を逸脱せず簡潔に行うようお願いいたします。理事者側の答弁もそのようにお願いいたします。また、質問内容が重複するなどの理由がある場合を除き、通告内容については必ず質問を行いますよう重ねてお願いいたします。なお、議場の前後に残り時間を掲示していますので、時間内に質問及び答弁を終えるようお願いいたします。最後に12時になりましたら休憩をとりますので、ご承知おき願います。

それでは通告順に発言を許します。はじめに2番米川恵美子議員の一般質問を許します。

【通告No.1 2番 米川 恵美子】

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 2番米川恵美子です。どうぞよろしく申し上げます。

1. 職員の庁舎内教育について。（1）みずばしょう公園の事故についてと、事故前の安全確認調査の手順・内容を詳しくお伺いします。また、調査についてマニュアルもあるのかどうか併せて伺います。

[塩谷建設課長挙手]

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 一般質問の通告に沿ってご説明をします。まず、1点目の事故の原因についてですが、令和6年7月19日に開催された第6回臨時会の行政報告で報告させていただいていますが、橋脚となる丸太と横桁となる角材を接続するボルト周辺から角材が腐朽し床板を支えきれない状態になったところ加重に耐え切れなくなり落下したものと推測しています。

2点目の事故前の安全確認調査の手順内容については、1点目と同じく第6回臨時会の行政報告で高山議員からのご質問に対する回答の中で毎年シーズン前に業者の方と一緒に現地に行き、床板が腐っているという部分については張り替えるやり方と、職員が橋を歩いて板に損傷がないか点検して歩くということをご説明させていただきました。床板や桁、丸太杭が腐朽している場合、目視で確認することを基本としていますが、見た目だけでは判断が難しいため、歩いて異音がしないか確認したり、床板のたわみ具合を確認したり、接続ボルトの緩み具合などを点検しています。修繕に関しては例年4月中旬から下旬にかけて水芭蕉が開花しますので、それまでに修繕を完了させています。

3点目の調査についてマニュアルはあるのかということですが、安平町として木橋に関する調査マニュアルはありませんが、日本林道協会及び一般社団法人木橋技術協会が発行している木橋定期点検要領は確認しています。点検内容は基本的に我々が行っている点検と同様に腐朽蟻害、蟻害というのは例えばシロアリ等の被害のことで、その他割れ等を確認する内容になっていますが、大きく違うのは、木橋定期点検要領は5年に1回の頻度で点検することを基本としており、富岡みずばしょう園に関しては毎年点検し不具合があった場合は修繕することを繰り返していました。点検方法や修繕については現行どおり近接目視による床板、桁、丸太杭の腐朽の確認や歩行による床板のたわみやきしみの確認、ボルトの緩みの点検を業者とともに実施します。現在検討中ですが、今までは架け替えるサイクルを特に決めておらず、毎年修繕を繰り返すことを続けていましたが、現在担当と検討しているのが5年ごとに架け替えることを基本とし、点検の結果、延命できるのであれば状況に応じて延命し、10年以内には架け替えるようにすることを検討しているところです。また、職員による点検についてもシーズン中については、1週間に1回以上点検するように考えているところです。最終的にこれらをまとめて点検要領とし、担当者が今後も継続して維持管理ができるようにしていきたいと思えます。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

- 2番（米川恵美子君） 事故が起きる1週間前に点検したとご説明いただきましたが、1週間の時間の経過で土台が朽ちる、人が乗って崩れるということは考えにくいと思います。だから点検の仕方に問題があったのではないのでしょうか。まず当日は2人連れだったということですが、2人連れの場合は並んで歩くかまたは前後離れて歩くのが普通だと思いますけども、この場合、加重は何kgに耐えられる設計になっているのか。その辺もちゃんと調べて、目視だけでは足りないと思いますが、耐えられる加重についても調べているのか伺います。

〔塩谷建設課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課長。

- 建設課長（塩谷慎嗣君） 事故の状況によってはどのような形で壊れていくのかというのが想像できなかった部分もあるのですが、木材に関する耐久性について特に木材試験と言いますか、そこに圧力をかけて何tまで耐えられるかという形の検査はしていませんが、一般住宅等を考えた場合に木材の耐久性は保証されている部分もあるのですが、通常人が渡っていきなり板が折れるような厚さのものでもないし、そこについて事故が起こったことによってどこまで耐えられたものなのか想像はつかないのですが、腐朽するというか腐っていくことによってどんどん耐久性が落ちていくのは間違いないと考えています。

〔米川議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 米川議員。

- 2番（米川恵美子君） 何kgまで耐えられるかっていう、設計上の考え方はどのように持っていますか。

〔塩谷建設課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課長。

- 建設課長（塩谷慎嗣君） 重量に関しては先ほども言いましたが、木材試験は行っていないので何kgまでというのは考えていません。実際に建設して橋を造って歩いてみて、それが何人乗っても壊れないような形、ただ、橋の事故でよくあるのが1か所に加重がどれだけ乗るかというところだと思うのですよね。一般の橋と同じように一点に加重がかかるとそのたわみが大きくなったり、普通崩れることはないのですが、過去にも橋が壊れた事故もあったのですが、そこはどれだけ耐えきれのかまでは把握していないので、実際、点検をすることを繰り返すしか方法がないかなと思っています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 私も木道は観光で行ったことがあります。尾瀬とか知床五湖とか木道は観光で行ったことがありますけどね。観光客がそういうところでずぶ濡れになったらどうしますか。家に帰って着替えするとかもできないですね。そういったことを考えたら、本当は大変な事故なのですよね。小さいお子さんだったら、もしもその場で何でもなくても濡れたことで風邪を引いて病院通いするとかね。また、妊婦さんだったら冷えたことによって大変な事態になることも考えられますのでね。これはもう絶対あってはならない事故だと思いますけど。今伺いました事故防止の必要なことについても、5年に1度木道を取り替えるだけでも調べて長持ちするようだったら10年ぐらいまでは持たせたいという話でしたが、そんな先まで持たせないで、決めたら決めた時点で取り替えるというハッキリした事故の起きない事故防止のためにハッキリしたものがあっていいと思いますけど、どうでしょうか。それがマニュアルとして残しておくことなのだろうと思います。一般の60kgから70kgぐらいの方が歩いて何でもないと、そういう事故ではないですからね、この度の事故は。だからもう少し確実性のある事故防止が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

[塩谷建設課長挙手]

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 今回、事故が起きた橋については真ん中の橋ですが、これは建設してから10年経って事故が起きたということなのです。令和5年度に1番目と3番目の橋を架け替えているのですが、これ26年経過していたのですよ。その間ずっと橋の桁とか丸太杭とか床板の部分をどんどん新しくして行って延命させてきたところなのですけども、今回の事故を受けて10年目の橋だったということとそれをなるべく10年という単位で考えるのではなくて、なるべく短い単位、橋1橋架けるのにお金がかかりますので、1橋架けるのに300万。今現在で300万ぐらいかかるのです。これからどんどん木材の価格高騰とかいろんなことも出てくると思いますので、その辺も考えながら財政的な部分も考えながらにはなるのですが、当然事故を起こさないことを優先として考えていく時に5年という指標を持って考えていくということで、当然5年間放置するわけではなくて、5年間の間にももし何かあれば修繕していくと考えています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） それは5年間の間に何かあれば修繕するのは当たり前です。だからもし何でもないとしても5年経ったら取り替えるという、そういう事故防止のための対策が必要ではないかと思しますので、再度考えていただきたいと思えます。先ほどの報告3号の専決処分でもそうですが、この場合は過失割合が100%ですね。だからその過失割合100%の場合の損害賠償が当然生じているわけですから、この懲戒処分についてはどのように考えているのか。責任者としての責任の取り方はないのかどうか伺います。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 懲罰審査の関係のご質問でしたので、私の方からご回答させていただきますが、まず懲罰審査というのは何か非違行為があったので、すぐに自動的に立ち上がるというものではなく、先ほど行政報告の中でもご答弁申し上げましたが、町長の諮問があってそれに基づいて設置されるというものですので、何かこういう事案が発生すれば常に懲罰審査というものがなされるというものではないことだけご答弁させていただきます。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 事故があったから懲罰委員会開いて審査するという、そういうものでもないという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 町長の諮問というものが、今回の案件ではないということです。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） そのことについては、また後で質問させていただきます。では次に移ります。（2）道町民税の過誤納金還付の原因と対象者は何名いたのか伺います。

〔奥田税務住民課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課長。

○税務住民課長（奥田浩司君） 9月13日付けで送付しました年金特徴にかかる過誤納金還付通知書についてのご指摘かと思いますので答弁させていただきます。

まず住民税年金特徴についてご説明させていただきます。65歳以上の一定の要件を満たしている方で年金の所得に対して住民税が課税される場合、年金支給額から住民税を天引きによる納付いただいています。この場合、前年度の公的年金からの天引き金額の2分の1に相当する額を4月・6月・8月の3回に分けて仮徴収として年金からの天引きでお納めいただき、6月に新年度の住民税額が決定した時点で新たに決定した年間の住民税から仮徴収額の総額を差し引いた額を10月・12月・翌年2月の3回に分けて年金からの天引きにより納めていただく仕組みになっています。今年度については定額減税の影響等により既に天引きさせていただいた8月分までの仮徴収額の合計が6月に正式に決定した今年の住民税額を上回ったことに還付金が発生したもので、本件については課税誤りで発生したものではないということをご理解願いたいのと、住民税については医療費控除、障害者控除などが増えたことにより税額が変わることがありまして、この仮徴収の還付金は毎年一定数発生しているものです。なお、令和6年の対象者については121名となっておりまして、その他に毎月20件ほど送付しています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） これ説明聞いていると、私どものところにもこれが来ましたが、文章読んでいますと仕方ないかなと思いますけど、でも121名もの方がこの過誤徴収で返金しなければならないという、この事態にならないような対策はとれないのかどうか伺います。

〔奥田税務住民課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課長。

○税務住民課長（奥田浩司君） まず制度上できないのかということですが、法律に基づいてやっているものでして、今年度に関わらず毎年ある一定数は発生しているものなのでご理解願いたいと思います。また、還付通知書はなかなか税制とか分かりづらいというご指摘がありますので、別途お知らせ文書などを入れるなどして今後も丁寧な説明をしたいと考えています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 住民税の決定の場合、仮徴収って言っていましたが、その金額をもう少し抑えたらこういうことにはならないのではないかなと思うから方法はないわけではないのではないかなと思いますので、今すぐ国の制度の中でやっている仕事ですし、大変難しいところはあるかと思いますが、何しろ対象者が121名という、あまりにも多いのでね。だから町としての対策のとり方は本当はないのかどうか、もう一度伺います。

〔奥田税務住民課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課長。

○税務住民課長（奥田浩司君） 先ほどもご説明させていただきましたとおり、この仮徴収は前年度の公的年金の天引き金額の2分の1を3回に分けて仮で納めてもらうという法律の仕組みになっていますので、なかなかそれを変えるのは難しいかなと思っています。

（理事者側協議）

○税務住民課長（奥田浩司君） 今年度は定額減税がありましたので、定額減税住民税はお一人1万円ですので、お二人いる方は2万とかになりましたので、その分、今回対象者が多かったということです。以上です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 税金の問題は、私たちは詳しいことわかりませんので、支払い請求されたらそのまま支払いをしていくという人がほとんどではないかと思います。銀行口座からの引き落としだったりすると特にどれだけ引き落とされているのかなんて全然普段は気にしませんのでね。だからこういう還付事業があるということになれば、最近少なくなりましたけど詐欺とか心配が出てきますのでね、もう少し事前に丁寧な説明をしていただきたいと思います。何しろ人数の多いことに私は驚いていますので、よろしく願います。

次に公営住宅の入居費誤徴収の原因と再発防止策について伺います。町長の行政報告の中でも説明されていましたが、私この質問は行政報告を見る前に質問書出していましたのでね。それで質問させていただきます。

9月議会で報告された関係の分は3年前に徴収されたものと前説明伺ったと思うのですが、そうでしたか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 只今の質問は過誤徴収が3年前からということでよろしいですね。今回の過誤徴収については令和4年度、5年度、それと今回発見するまでの令和6年度の分となっています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） わかりました。それで先の分で9月議会で報告された分について返金は終わったのですか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 過誤徴収にかかる還付の作業ですが、先ほどの行政報告でも報告させていただいたのですが、還付に向けて再度調査と整理していたところ、今後補正に出てくるのですが、また更に48万円ほど不足がありましたので、それを整理してから、なるべくであれば年内に還付の手続きは終わらせていただきたいと思い、今事務の方は進めているところです。なお、今回のこの過誤徴収については業務担当責任者として心よりお詫び申し上げます。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） そうしたら9月議会で報告された分もまだ返金されていないということなのですね。そして今2度目の判明した分も合わせて年内にということは、関係者にはそういうことはきちんとお知らせしているのですか。了解求めているのですか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 今回の過誤徴収については65件の対象者がありました。対象者の方には今通知文書を配布して、口座引き落としの方については口座への返金ということでの了解を一応通知しています。それと窓口での納付書による窓口納付の方については、町の方で押さえている口座の方でよろし

いかどうかという確認の文書も入れています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 担当の方から申し訳ありませんでした、町長もそういうお言葉で謝っていますけれども、それでここで言います文書による嚴重注意処分を行ったという報告がありましたけど、この処分の内容というものはどういふものなのか伺います。

[岡総務課長挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） まず懲罰審査というもののポイントですが、今回の案件のポイントですが、まず全ての案件ですが処分内容を決定するにあたりましては、その職員が犯した非違行為、それが行われた事実に対して重大な過失と故意がある。故意というのはわざとですとか、過失というのは予見可能性があるかどうかというのですが、そういったものが大きなポイントとなります。今回の事案については、通常公営住宅家賃の改訂において普通であれば北海道を通じて国土交通省から必ずその旨の通知が送られてまいります。当時の担当者にあつてはそのメールの受信記録が無いということがありました。また、担当者においてもこれを確認した記憶が無いというご証言でした。よって北海道に対してこのメールの送信履歴の照会を行ったのですが、確実に安平町へ送信しているかどうかという確証は得ることはできませんでした。他方、こうした通知をメールで受信する場合には一般的に安平町の職場においては、1つの通知メールは代表するメールアドレスで受信をするわけですが、そのメールは必ず複数の職員で行うのが通例でして、この建設課施設グループにおいては、それが担当者のみが受信する設定になっていたというものです。このことが今回の事案が発生した、また、この発覚が遅れた原因であるというふうに懲罰審査委員会では結論付けています。よって、この問題は建設課施設グループにおける文書事務の流れが属人化していたものによって発生したとの結論を受け、この改善などが既に行われているという報告なども加味し、3名に対して町長の方から書面による嚴重注意が相当であると結論付けられたものです。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） これは懲戒処分にはあたらないのか、文書による嚴重処

分という、これで済ませたというその根拠は何なのか伺います。

[岡総務課長挙手]

○議長（多田政拓君） ご指摘のとおり懲戒処分というのは免職、停職、減給、戒告の4パターンでして、今回の案件についてはこの懲戒処分というものではなく、嚴重注意というものになります。この処分に至った経緯については先ほどご答弁したつもりですが、ポイントとして重大な職員における故意または過失があったかがポイントで、今回の場合にはそれには該当しない判断です。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 私は重大な過失があったと思うのですが、何しろ人数が多いことと金額が大きいことを考えましたら、過失に当たるのではないかと思います。しかも3年以上放置したという。4年だから2年前の分からも判明しているということですから、この度3年になりますね。それでもまだ返金ができないというその状況においては、私はただ文書による嚴重注意処分だけではちょっと甘いのではないかと思います。それでこの文書によるという、その文書の内容はどういうものなのか。それから処分者名は誰なのか、課長なのか町長なのか。それから、それはどこで行われていて立会人は誰なのか。そこまで詳しく伺います。

[岡総務課長挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） ちょっと答弁漏れがあればご指摘いただければと思いますが、今回の公営住宅の入居者の町民に対し公務員の信頼失墜をさせる事務的なミスがあったと認める一方で、その非違行為に至った実情その他の、その後の対応なども加味し、当時の担当主査に加え現行のグループリーダー、建設課参事の三者に対して町長より文書により嚴重注意がなされたものです。懲罰審査委員会のメンバーについては先ほど行政報告の時にも触れさせていただきましたが副町長が委員長でして、その他教育長、総務課長、また事案発生の都度選任する2名の職員の計5名により構成されています。規定では外部審査ということで職員以外の学識経験者を外部審査委員として選任することができますが、これは先ほど言った懲戒免職ですとか停職といった重大な案件については透明性の確保の観点から選任することができますが、今回の事案については選任を行っていません。嚴重注意の処分がなされた場所については町長室で

身からもコメントと言いますか話も町長訓示という形で先ほどの嚴重注意処分の内容以外も当然お話はさせていただいていますし、今後こういった事案が二度と発生しないように、他の分野も含めて肝に銘じて対応していきたいと思っています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 最後に1つ聞きますが、もうこういう過失とか注意の行き届かないことはやりませんというような、そういう始末書みたいなものは取るような、そういう仕組みはないのでしょうか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 私は職員を信頼しながら、そのミスはミスとしてその後の対策は先ほど申し上げましたとおり、それを一筆取ることが本当に意味のあることなのか。体調を壊して休んでいる職員もいたり、様々なことで相当これについては担当だった職員も、我々も含めて相当大きな反省をしながら今後どう発生しないかというところを思っていますので、それを一筆取ることが何かというよりももっとそれ以上重いことだと認識しながら事務に当たっているということですし、今後こういった認識を職員に、例えば風化させないようなことも対応として、組織として考えていかなければならないことだろうと思っています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 先ほどの事故といい、ちょっと最近職員の過失が目立ちますのでね。そんなことも含めて質問させていただきました。

では次に移ります。事業の案内書のレイアウトについての考え方を伺います。いろんな事業をお知らせしていただきますけど町民に、最近カラーだったりしてわかりやすくいいのですが、だけど予算上も考えたりする中でそれはどういう考え方のもとに案内書を出して作っているのか伺います。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 事業の案内書については担当において事業内

容を勘案の上作成し、グループ内でチェックし不備等があれば指導助言等させていただきます。只今ご質問にありましたカラーとか見やすさについては、その事業内容によってカラーにすることで内容が案内する方により良く伝わることであればカラーを使わせていただきますが、ただ一方で、カラー印刷は経費もかかりますのでその辺は担当の方で内容を勘案して作成しています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 目立つチラシ、案内書を作るのはいいのですがカラーも含めて紙の厚さとか今何でも物価高ですので、そういったこともごくわずかもわからないけど節約精神を持って作っていただきたいと思います。字の大きさによっては私たち年寄りには読みづらい、わかりづらい、説明が多すぎて伝わりづらいというような文書もありますので、一生懸命考えて作っているのだと思うのですが、もう少し勉強して工夫していただきたいと思います。答弁はいいです。

次に移ります。町の文化祭の展示物の内容について、制約はないのか伺います。

[佐々木教育委員会参事挙手]

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 文化祭については文化協会が主催していますので、内容の制約等の展示ルールについては文化協会において検討され実施されていると認識しています。ただし、教育委員会としても文化祭の開催に対して支援させていただいていますので、必要に応じて助言等をさせていただいているところです。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 文化協会、解散したと聞いたのですが。どうなのでしょうね。わかりました。今年の安平町全体の文化祭として第1回目として追分公民館で開催されましたが、そこにおける展示物に気になるものがあったものですからこの質問になっています。それで宗教的だとか政治的な意味合いのある内容の展示物は、私はお断りした方がいいと思うのですが、その辺も全部チェックせずに容認した上での展示と考えているのか伺います。

[佐々木教育委員会参事挙手]

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） まず文化協会の解散の話がありましたが、文化協会では体制を見直して継続してやっていますので解散はしていませんので、その旨回答させていただきたいところと、あと展示物の関係ですが、今年度の文化祭における展示内容と当然担当課として拝見させていただいていますが、教育委員会としては不適切なものは無いと認識していましたが、その内容チェックについては基本的には文化協会で行われるものとは思いますが、不適切なものと捉えられるもの、捉えられるのではないかというものが発見されましたら教育委員会としてもその辺のことについて主催者である文化協会にお伝えしながらその考えについてお聞きする場面はあろうかと思いますが、そのような対応をさせていただきたいと思っています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 不適切なものがあればということですが、その不適切なものというのは何を指していますか。

[佐々木教育委員会参事挙手]

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 例えばですが米川議員がおっしゃられたような政治的なものとか宗教的なものがより濃く、何か誤解を招くようなものがあればというような、不適切というよりも誤解を招くようなものがあればという形かなと思っています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 私も公共の場での展示ですから、その辺のところは事前に展示物を募集する段階で、前に書き加えた上で募集をした方がいいのではないかと思います。展示してしまってからチェックして、これは駄目ですよってなかなか外していただくには勇気が要りますよ。だから事前にお知らせしておいた方がいいと思います。

では次に移ります。あびらポイントの付与についてですが、あびらポイントの付与率を上げられないかということで伺います。商工会員が184の事業所があるのですが、あびらポイント会に入っているのは46事業所だということです。それで事業所の方は端末機1台につき500円、毎月あびらポイント会に支

払っていますし、300 円につきあびらポイントとして1円は払いますけども消費者は300 円のお買い物についての1 円のポイントが付与されますが。それで事業所の方では付与された後ポイントを使ってもらうまでに相当の月日がかかかりますので、そんなことも踏まえた上で付与率がもう少し上げてもらえないかと。商工会の方に伺ったら200 円に1ポイントにしていだけないかなという要望がありましたので、その辺のところをまずお聞きします。それはポイント会との話し合いなのだろうと思いますけど。そうすると町の方での補助金が増えてきますのでね。だからこれ3番目の質問ですが、それにも答えられるのかどうか伺います。

○議長（多田政拓君） 只今、米川議員の一般質問の途中ですが、ここで13時まで休憩とします。

休憩 午後 0時1分

再開 午後 1時00分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。米川議員の一般質問を続けます。午前中の質問に対する答弁をお願いします。

〔村上総合支所長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） ポイントあびらの関係ですが、補助金の増額の関係のご質問にあったように思いますので（1）と（3）まとめてご答弁したいと思います。まず、ポイントあびらのポイント付与については加盟店でのお買い物300円につき1ポイントを常時付与しているほか、イベントで行っている倍セールや年末のポイント抽選など購買の価値を高める取り組みを実施していますが、各加盟店はお客様へ常時付与する300円につき1ポイントごとに1円ずつポイント会の運営費として会費を納めており、ポイント分と会の運営費分としてお買い物300円につき2円を加盟店が負担する仕組みになっています。ポイントの付与率を上げてお買い物200円につき1ポイントの付与となると、加盟店は200円につき2円を負担することとなります。このポイント付与率については、ポイント会でも現状維持が良いという意見や200円で1ポイントに付与率を上げる方が良いなど様々な意見があり、倍セールやポイント抽選などのイベント事業も含めて随時検討していますので、いただきましたご意見につ

いてはポイント会の事務局へお伝えしたいと思います。

それから補助金の関係も合わせてご説明します。ポイントあびらの補助金については、会の事務局が操作している本部システムと各端末のアプリケーションにかかる利用料や端末のSIM通信料のほか、事務局業務の委託料などのランニングコスト分にかかる補助金と倍セールやポイント抽選イベントなどのイベント事業にかかる補助金の2種類を交付しており、令和5年度決算ではランニングコスト分が311万5200円で、イベント事業分が200万円の合計511万5200円を交付しています。ランニングコスト分については、その性質上毎年ほぼ決まった額に対する補助金であり物価高騰による要因以外の増額はあまり考えられませんが、イベント事業分についてはポイント会が企画する事業に対する補助金でありお客様に対するサービス向上や加盟店の売上増加、更には商店街の活性化につながるような事業をポイント会が企画し、その事業内容に妥当性があると判断できれば補助金を増額して予算要求することはあり得ると考えています。

先ほどのご質問の中で加盟店付与率を上げた時に加盟店の負担が増えるのはご存知でして、そこに対して町の補助金を増額できないかとの趣旨のご質問だったと思うのですが、その件についても合わせてご説明したいと思うのですが。会への直接的な補助金については先ほどご説明しましたランニングコスト分とイベント事業分の補助金を支出していますが、この他に町は行政ポイントを実施していきまして、令和5年度決算では834万7100円の行政ポイントをポイント会へ支出しています。この行政ポイントによる支出は、ポイント会に対する運営補助ではなく町が実施している各種健診の受診率や事業への参加率アップなどを目的としているものではありませんが、ポイント会はこの行政ポイントの収入分も財源としながら運営している現状ですとか、あとはポイントあびら設立前のハートスタンプ、すずらんシールの時には加盟店の負担分については行政からの補助なしで運営していたという記憶もありまして、そういった現状もありますので現段階では加盟店の負担分に対する補助金は想定していません。

なお、行政ポイントでお買い物で付与されるポイントに置き換えますと令和5年度分では25億円を超えるお買い物で付与されるポイントが現在流通しています。ただ、議員ご指摘されたようにまだポイントを使用されずに貯められている方も多くいらっしゃると思いますので、有効期限が毎年5月末になっていますので、その期限が切れる前にポイントを使用していただければと思っています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） ポイントの付与率を上げるっていうのは、これはポイント会の幹部の方との話し合いの中から出てきた要望だったものですから、その

中で 200 円に 1 ポイントという数字も出ていました。私は調べていなかったのですが、その方がおっしゃるには近隣の町では 200 円で 1 ポイントが多いですよという話はしていましたけど、そうすると当然、補助金などの方にも響いてくるだろうと思いますので、今課長がおっしゃったとおり、もう一度よくポイント会の幹部の方と話し合いをしていただきたいと思います。

それから行政ポイントですが、ボランティアのポイントの付与をするボランティア団体を増やしてもらえないかという質問ですが、これはボランティア 1 人につき 50 ポイントを付与するということは大変大きな金額ですよ。それを増やしていただけないかということなのです。米川さんいろいろとボランティアしているのだからどれぐらい貰っていると言われたのですが、私は一切貰っていません。だけどボランティア活動はいくつもしていますので、社協のボランティア付与とは、それはわかるのですが、民間でもボランティア活動していてそのボランティア活動の中でそれなりの責任を持って活動しています。例えば私事を言って申し訳ありませんが、9 月のごはん会の時には実家の兄嫁の葬儀の日とぶつかったものですから葬儀は行かなかったというぐらいの責任を持ってやっていますので、だからこの後辞めた後の後継者を決めていただくというか後継者名乗り上げていただくためにもその辺の制度は公共の社協や何かのボランティア活動と同等に扱っていただきたい。そうすると商店でお買い物する時のポイントとして加算されるということですので商店の活性化にもつながっていく、ボランティア活動をする人が多くなればなるほど商店の活性化にもつながっていくという考え方の下に私今この質問をしています。いかがでしょうか。

[小坂橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） ボランティアポイントの付与に関するご質問について、昨年の 6 月定例会において同様のご質問をいただいているところです。その際の答弁と現在においても基本的な考え方は変わらないことから今回の答弁に関しても同様であることをご了承いただきたいと思います。これまでボランティアポイントの付与については社会福祉協議会が主催する事業に対して行政が支援していくということで一定の整理をさせていただき、事業自体の出席数、参加数の増につなげることも目的の一つとして現在に至っています。これまでの基本的な考え方を変更する場合、ご質問によります団体活動のみを認めるとなりますと個人的に活動されている方との不公平を生じることが予測されます。仮にボランティア活動を行った方から申請に基づき付与となりますと、各々の活動に対する確認が困難であることからボランティアポイント付与は社会福祉協議会が主催する事業として限定して取り組んでいるものです。ポイントの付与は金券発行と同様の考え方でありますことから、し

っかりとした確認行為ができない中で付与することは不適切と考えています。したがって町民主権のものや各団体が主催する活動に関しては自発的な意志に基づく自主的な活動ということも踏まえて、これまで同様現行のまま取り扱っていきたいと考えていますのでご理解を賜りたいと思います。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） できないならできないで簡潔に答弁していただきたかったです。というのはボランティア活動に参加している人に付与すると言っているのではないのですよ。ボランティア活動を行っているとか運営している人。例えば1つの団体3人から4人ぐらいですが、そういう人に付与してはいかがですかということを行っています。このことについては、また後ほど何かの機会に私の方から要望させてもらいたいと思います。

時間が無いので次に移ります。保安林の隣接する民有林における経済活動についての町有地の許可をしたのはどういう理由なのかということ。というのは珍しい植栽とか植物生えていたところが皆踏み荒らされてしまって、前よりも私がここに来た時に癒しの場所だなと思っていた時よりもずっと道幅が広がっています。だから、そういうことを考えたら自然破壊につながっていますので。また、今の経済活動をやっているところから違うルートで町外に出ていくというルートがあるにも関わらず、今の道路を通ることを許可したのはなぜなのか伺います。

[塩谷建設課長挙手]

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 鹿公園パークゴルフ場の南側にある道路なのですが、町道青葉共和線という町道になります。町道は道路法上の道路であるため誰でも通行が可能です。ただし、道路法第43条に道路に関する禁止行為があり、1項1号でみだりに道路を損傷または汚損すること、第2号にみだりに道路に土石・竹木等の物件を堆積しその他道路の構造または交通に支障を及ぼす恐れのある行為をすることと規定していますので、道路の破損等がないよう事前に道路通行承認の中で協定を結び、道路が傷まないよう砂利敷等を指導しているところです。また、道路通行承認により協定を締結した理由ですが、森林法の林地開発行為により土石等の採掘を行う許可があったことから大型ダンプトラックの往来があることが予想されたため協定を締結しました。ちなみに道路通行承認の期間ですが、令和5年5月17日から令和7年2月18日までとなっています。

[米川議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 米川議員。
- 2番（米川恵美子君） そうしましたら土砂を取り除いた跡地に植林すると言っていましたけど、それについての約束事というのは町としては取り付けているのでしょうか。

[森池産業振興課長挙手]

- 議長（多田政拓君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（森池和哉君） 地域森林計画に位置付けされている森林の伐採については森林法第10条の8第1項に基づき伐採及び伐採後の造林の届出書を提出することになっており、その届出書において伐採後の造林の方法について記載することとなっています。その届出の内容に基づき植林もしくは天然更新を行うことになっており、ご指摘の伐採地については届出書により伐採、土砂採取後に植林する届出内容になっています。

[米川議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 米川議員。
 - 2番（米川恵美子君） その土地の下の畑に雨水が流入して困っている方がいらっしゃいますので、植林については今後もしっかりと監視していただきたいと思います。
- 次に移ります。町内の河川に対する木、土砂の除去事業について、安平川については道の方に要請していただいてどういうお返事をいただいたのかということ、それからニタツポロ川とトキサラマップ川、湯の沢川の工事についても地域の方からの要請がありますけど、それはどうするのか伺います。先日、国土交通省は小規模河川の洪水・浸水を想定した地図というマップを改正することが新聞に載っていました。やはり小さな川でも堰き止められることによって予想外のところに被害が及ぶことが多々ありましたので、そのことを踏まえた上で国土交通省では対策を考えていこうではありませんかということになっていきますけど、町としてはいかがですか。

[塩谷建設課長挙手]

- 議長（多田政拓君） 建設課長。
- 建設課長（塩谷慎嗣君） 9月定例会において安平川全域にわたって樹林化していることから流下能力に影響を及ぼす樹木から処分していただくよう北海道に要望していきたいと答弁させていただきましたが、その後6年10月24日に

2級河川の管理者である胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所へ行きまして2級河川遠浅川の浚渫のほか流れを阻害する樹木の伐採について要望をしておりました。北海道からは河川維持に関しては単独費で実施することから予算に限りがありますが、他の2級河川も伐採を予定しており、安平川についても今後実施していきたいと回答をいただいたところです。今後についても継続的に要望を続けていきたいと考えているところです。

2つ目なのですが、8月27日及び31日に発生した大雨後、遠浅酪農地域より普通河川遠浅川の水位が下がらず周辺農地に影響を与えており、一部刈り取りや播種が困難になったことから浚渫してほしいと要望がありました。それを受けて10月25日に開催された第8回臨時会において補正予算を計上し、11月5日から15日にかけて遠浅川及びフモンケ川の浚渫を行いました。しかし、一定の成果をあげるため下流の1級河川区間も浚渫する必要があることから北海道へ浚渫に関する要望を行いました。今現在、安平町内の準用河川及び普通河川において土砂の堆積や閉塞が見られることから調査をし、令和6年度を機に浚渫作業を継続していきたいと考えています。

○2番（米川恵美子君） ありがとうございます。

○議長（多田政拓君） 以上で2番米川恵美子議員の一般質問を終わります。
次に11番梅森敬仁議員の一般質問を許します。

【通告No.2 11番 梅森 敬仁】

〔梅森議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11番（梅森敬仁君） 11番梅森です。最近の新聞報道等によりますと物価高騰がずっと続いていて経済が停滞している中で、新聞などを見ると隣の苫小牧市や千歳市の建設協会などからそれぞれの市に対して公共工事の量のアップという要望書が提出されたという記事が出ていました。それを受けて1番目の質問に入っていきますが、安平建設協会からの要望。これ6月4日に町に対して要望が出されています。21日付けで回答文書を出しているようですが、この対応については理事者側はどのように対応しようと考えているのか説明をお願いします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 1つ目の質問になりますが、令和3年8月と今回ご質問の6月に建設協会長名で要望書を受けています。いただいた要望書に対しては関係課協議の上で、令和3年は町長・副町長含め面談させていただき、直接回答もさせていただいたところです。今年度は当課の方で安平建設協会副会長と面談をさせていただきまして、文書をもちまして回答させていただいています。要望書としていただいた案件については、庁舎内議論や現在作業を進めています新年度予算編成作業において事業の緊急性、財政状況を鑑み、対応できるものについてはこの間事業実施等しています。いただきました要望に対する町の基本的な考え方としては、胆振東部地震災害復旧作業や大型事業については、今年度町民センターの改修事業で終了します。令和3年度の協会と面談時にご説明させていただきまして住民の生活に直結する生活環境面での道路の整備や維持管理など徐々にはありますが対応しているところです。今後も同様の考え方で毎年度実施計画、事業の取りまとめ、時期などに合わせて検討していきたいと考えています。

〔梅森議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11番（梅森敬仁君） 私も要望書を見せていただきました。大きく4点について要望を出しているようですね。1点目、2点目、4点目については、それぞれ入札の資格の関係とか工期の関係とか入札業者の数の問題とかで理事者側についてはそれぞれ国や道に倣ってやっていって更に町の条例等で定めがあるのでなかなかすぐ変更は難しいということで、今後の熟慮が必要であると私も考えています。今後も業者とよく話し合いをしていただきたいなと考えたところですが、この（3）の除雪業務についてですが、今まさに雪が降りだしました。予報によるとエルニーニョの関係やその他で、今年も暖冬の関係で大雪になる可能性があるということで非常に切実な問題です。その中で建設協会としては通年雇用を一番のポイントとして訴えている内容となっています。働き方改革だとか、どうしても除雪になると夜間の勤務ということでそれぞれ賃金のアップ、最低賃金も上がりました。そういったことで業者側としては切実な問題として要望を出されていると思いますが、その点の対応はどうなっていますか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） この間も令和3年度の要望、今回の要望も含めて、また経済常任委員会での議論でも私一度参加させていただいております。この間要望に対しても経費率の見直しだったり、只今作成しています令和7年度予

算において今建設課の方から出されている内容として協議させていただいているところですが、そういった要望を加味しながら、予算編成ですのでまだ最終的には至っていませんが、一旦副町長査定までは完了していきまして、来週から町長査定に入らせていただくスケジュールとなっています。この中でそういった要望に対してお応えできるようこちら側も協議させていただいていますので、全ての要望に対してお応えできるまでは至っていませんが、そうした喫緊の課題についてはきちんと整理させていただきながら対応を進めていきたいと考えているところです。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 除雪関係もそうですが、例えば町道の補修関係だったり、様々なご要望、河川の関係もそうですが、そういった問題がありまして、除雪に関しては特に1社だけをお願いするということではなくて町内の除雪対応可能な全社にお願いをしながらやっていますし、予算が不足すれば増額もさせていただいてきていますし、また、土木工事に関連するご要望も前段の項目でもいただいていたけれども、北海道の単価の上昇だったり単費の経費率も毎年度アップしているということもあったり、週休2日制の工事も昨年から少しずつ導入しながら改善も行ってきています。まだまだ十分ではないということも承知していますが、建設協会さんだったり、関係者とまた議論しながら、できるところから見直しも含めて再度検討していきたいと考えています。

〔梅森議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11番（梅森敬仁君） 前向きに検討していただくということで理解させていただきました。

（2）の質問に入りますが、先ほど政策推進課長からもありました。私3年前も同じ12月定例会で同じような質問をさせていただきました。その時は住民サービスの向上の観点から例えば秋の枝払い、市街地ですね。あるいは除雪した後の排雪回数をアップしてほしいんだと。それが市街地を歩くお年寄りとかごみ投げに出てくるお年寄りたちにとっては切実な問題なのですよということをお願いしていましたが、現状はどのように変わっていますか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 2つ目のご質問になりますが、一旦数字的などこ

ろで見えますと、近年要望いただきました令和3年度ベースとして令和4年、5年度の本数的に、こちらの仕事の本数になるのですが、現実的には本数としては増えていますが、令和6年度については現在進めているところですが若干本数的には減少している状況になっています。今後減少していく仕事の中で町として仕事づくりや、この間議論の中で見直しとして今年度から昨年度経済常任委員会の中でもお話として挙がりました諸経費の見直し先ほどもちょっとご説明させていただきましたがそういったものの見直しであります。また、近年における建設業での働き方改革の一環としての取り組みとして現在協議中でございます、こちらも若干触れさせていただきました来年度予算から除雪業務における土日・祝日業務、夜間業務の人件費の見直し、公共施設の指定管理など工事以外の業務委託として年間28本ほどは今年度も発注している状況にあります。

〔梅森議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11番（梅森敬仁君） これについても前向きに取り組んでいただいているということで期待しています。

（3）の質問に入りますけれども、震災前の3年間それと地震の復旧工事が終わった後の3年間の安平町の発注工事の請負金額っていうのが非常に減少しているということで建設協会の方たちは非常に気にしています。なかなか生活できないぐらい下がってしまっているという説明を受けました。ただ、そういう話をしても一般の人はなかなか気付かないと思うので具体的な数字を挙げて、それについて考えをお聞かせ願いたいと思います。これはあくまでも安平建設協会の会員が落札した受注分とお考えください。金額については約ということでご理解いただきたいと思います。震災前の平成27年には7億8500万、28年には13億7900万、29年には11億800万ということで、その後は平成30年から令和3年までの復旧工事その他の期間を抜くと最近の3年間、令和4年度にはガクッと下がって2億9800万、令和5年度には3億6900万、そして今年度、令和6年度は11月末までの実績ですが3億7200万ということで、その以前の3年間と後の3年間比べると3分の1の金額まで落ちているのですよね。この理由について、いろんなことがあると思います。インフラ整備については町内業者以外にもやっていたところがあるとかいろいろな理由があると思うのですが、この3分の1までガクッと減ってしまったという理由はざっくり言ってどう考えればいいのか説明をしていただきたいと思います。更に建設協会では土木工事の請負金額ということで、令和4年度には1億7400万、令和5年度には2億4300万、それが今年、令和6年11月までではあります。昨年の半分になる1億2100万まで金額が落ちています。この大きな落ちたという理由はどう説明していただけるのでしょうか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 只今のご質問ですが、まずご質問いただいた趣旨のところからご説明させていただきまして、数字の細かいところまで整理ができていけませんのでその後のご回答を少し含めさせていただきますので、まずはいただいたご質問の中身からご説明させていただければと考えています。

まずは震災前の3年、平成27年から29年度の合計ということで、まず土木工事が59本、建築工事が38本、電気工事24本、水道工事が56本となりまして、令和3年度からの3か年での合計なのですが、こちらも48本、建設工事が25本、電気工事が18本、水道工事が41本という状況になっています。下水工事や農業基盤整備工事などの震災前、当時は工事としてありましたが一定程度こちらの整備もされたこともありまして土木工事が減少していく状況下にあります。こちらは重複するところもありますが、建設業の仕事づくりの必要性といったものは私どもの町としても持ちつつ、労働者の通年雇用対策として指定管理制度などの新たな仕事の創出という点でも検討実施しているところです。今後は現在、安平建設協会三役にも今ご相談をさせていただいているところですが、維持管理組合の設立検討も相談させていただき持続可能な町の維持管理体制の構築に向けて商工会様、建設協会様と取り組んでいければと考えています。あと議員の方からご質問に付け加えさせていただきました仕事量の減少でのお話になろうかと思いますが、平成28年と令和4年度で抜き出させていただきますながら一つ比較をさせていただきながらご説明させていただければと思っています。議員ご説明いただいたとおり10億6000万ぐらい対比すると減少しているのかなと踏んでいます。ただ一点、建設協会様の方で掴んでいる数字と町で掴んでいる数字で若干差異があるのかもしれないですが、その辺はご了解いただければと思っています。令和4年で数字の大きなところだけを拾わせていただきますと、当時JV工事が4本大きな工事が含まれていたかなと思います。ちょうどこの早来庁舎の増築工事だったり、追分地区にある浄化センター、下水道関係の工事、おいわけ子ども園の改修といった大きな工事だけで8億5000万ぐらいの金額の積み上げになるのですが、そういった大きな工事を実施をしていたところが1つ要件になってこようかと思っています。現在の減少化している工事で考えていきますと、下水道の枝線工事といったものが減少しているのが環境的なものの整備がある程度下水道事業としては終わっているところと、あとは農業基盤整備工事といったものも減少しているのかなと思っています。下水道については先ほど説明したとおりですし、農業基盤整備については農業者のことを手挙げなんかもあります。あとこちらについては受益者負担といったものもありますので、なかなか現状の中では手挙げがいただけない状況下にもあるのも一度こちらの方でも今回のご質問に合わせてい

ろいろ調べさせていただいたところです。ともかく減っている中でどういうふうに仕事づくりをしていくのかは我々としても大きな課題ですし、そうした中で労働者が減少していくところで建設業者様の抱える悩みもありますので、現在建設協会様にもご相談させていただいています維持管理組合といったものも近隣でいきますと千歳市、恵庭市も作られています。町民の生活に直結するようなところを協会様のご協力もいただきながら組織化、合わせながらサービスを持続化の中に提供していく体制を構築していきたいと考えていますので議員の皆様方もご協力いただきながら建設協会様と一緒にタッグを組んでいければと考えています。

〔梅森議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11 番（梅森敬仁君） ちょっと疑問は残ってしまうのですが、私も各課に行っているいろいろ確認をしました。下水道の整備が大体終わったのでその関係の費用が下がったという話が多かったような気がします。農業基盤についても理解しているつもりですが、この 10 億ぐらいの金額はかなり大きな金額になってくると思うのですよ。その中でこの下水道の整備事業についてという 10 億近いような何億ものお金がつき込まれているのか、そのざっくり言って大体でいいのですが 10 億落ちたという金額については水道工事と農業基盤ということが大体を占める考えでいいのですか。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 大型工事も。

○11 番（梅森敬仁君） 大型工事も含めてということだね。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 委託工事も含めて。

○11 番（梅森敬仁君） これ水道、下水道工事って、年間どのぐらいの金額になっているのか概算は出ますか。

〔佐々木水道課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課長。

○水道課長（佐々木貴之君） 先ほどの表というか震災前の額と震災後の額で比較した場合の事業費についてということでご答弁させていただきますと、震災前については平成 27 年で 2 億円程度、平成 28 年については 2 億 5000 万程度、平成 29 年で 9500 万程度、震災後の令和 4 年については 1 億 1000 万程度、令和 5 年については 1 億 2000 万程度、令和 6 年については 3300 万程度という実績となっています。

〔梅森議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11 番（梅森敬仁君） 急な質問ですみません、大体の数字は掴めました。そういうことで下がっているのはわかるのですが、やはり下水道工事とか農業基盤の関係はどうしても地元の業者の方たちが普段頑張ってくれているのだなというふうに、あちこちの工事現場を見ても知っている方たちが働いてくれているのであったのだけれども、そういうものが下水道については先達でも町長がおっしゃっていましたが町内大体整備終わりましたよという話をされました。やはりそれに代わる公共事業が必要ではないのかと思っています。その点についての配慮もしているということですのでよろしいですね。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） この辺についても実施計画事業だったり今編成している7年度予算でいろいろ協議をしています。直近の課題としてある雇用の確保といったところは、まず最重要なものの一つであるのかなど。そこについては来週の町長査定をもって、ある程度方向性を固めていければと思っています。仕事づくりについては、3年を見通した計画の中でこれから検討ですので、今実施計画事業なので予定しているものということで確定ではないのですが、整備も含めながら検討していきたいと考えています。

〔梅森議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11 番（梅森敬仁君） 兼ねてから我が町で取り組んでいる移住定住の政策の推進の上でこのインフラ整備は非常に大事で、それを支えてくれているのが建設協会の方たちなのです。普段私たちがこの同じ町で生活をしている多くの従業員を抱えている家族を抱えている建設協会の方たちの頑張りが非常に大事でその方たちの生活を守る点からも移住定住政策に絡めて配慮してあげていただきたいなと思っています。答弁はいいです。

4番目の質問に入っていきますが、表現が悪いかもしれないですが、いわゆる負の遺産とよく地元の方がおっしゃいます。旧早来中学校とか早来の旧消防庁舎あるいは追分青葉や早来北町の無人化した町営住宅。これの解体工事がなかなか進まないということで、特に消防庁舎については早来の市街地の一等地にあるわけで、先達て待機宿舍の解体が終わって整理されているところではありますが、本庁舎の解体はまだ滞っている状態です。そういうことも鑑みていわゆる仕事量のアップにつながらないのかなど。いわゆるラピダス対応で公共工事の予算額のアップも今まで以上にもっと積極的に投じるべきではないのかなど考えていますが、その点についてはいかがですか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 只今の質問の関係ですが、総体的なところもありまして政策推進課の方でまとめたご答弁をさせていただき形をとらせていただきますが、議員のご質問のとおり課題観としてありつつも先行して実施しなければならない投資的事業から順に実施しているところです。財政的な事情もありまして実施計画事業としては原課から提出があるものの町民の生活に直接関わらない事業でもあることから先延ばしにしているところは現状としてあります。ラピダスの文脈のところになります。現段階では庁舎内での情報共有レベルでの取り組み対応ではありますが、今後、庁舎内組織の立ち上げの中で財源投入の検討もさせていきたいと考えています。ただ、来年稼働予定のラピダス I I M-1 と言われるものなのですが、波及効果としては安平町としては影響は少ないと思っております。2027 年の量産体制が始まる I I M-2。それ以降に関係するサプライチェーンなどの動向を見ながら検討していきたいと考えています。また、投資的なところも A N I C とされる一般社団法人北海道新産業創造機構、こちらがラピダス進出による道内経済の波及効果試算、これ 2023 年から 2035 年までの長期の試算ではありますが、こちらの住宅整備が今 I I M-1 とされるものが出来上がりますところで 356 億円。I I M-2 が 806 億円というところが一番関連してくれるところかなと思っておりますが、こういった財源的な投資投入も含めながら今後様々なところから検討できればと考えています。

〔梅森議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11 番（梅森敬仁君） ただ、3 年前にも私お話したと思うのですが、当時の経産省の大臣がですねラピダスのことに関連して地元も受け入れ態勢しっかりとってほしいのだと、予算付きますよと。周辺の市や町についてもインフラ整備などで必要であれば経産省の予算としてしっかりとバックアップするので早めに手を付けて待ち受け体制取ってください、整備してください。具体的に道路の建設が必要だったり工業団地だとか、あるいは浄水場の設置が必要であればそれについて予算を付けますって具体的な事業の名を挙げながら国会で答弁しています。これ安平町にとってはチャンスではないですか。自腹で払わなくても国で補助してくれるのですよ。全額かどうかの割合については別だと思えますけど。3 年前から私これ同じお話していますけど、なかなかそういうふうに進んでいかないのかなというのが歯痒い気持ちでいますけど、その点についてはどうですか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 議員の方からもお話を伺ったことは認識していただきながら国への要望はしていると認識してはいます。なかなか実態がまだ掴めないところもありまして、安平町としては以前もご説明いただいたとおり過去で埋没してしまったような道路整備だったり、この間たくさんの議員の皆様方からいただいた視点も今の安平町の整備項目としては上げさせていただいているのですが、今現実的な動きとしてお話をいただいているところとしては進んでいない現下にはあるのかなと思っています。来年度以降もラピダスの動きが活発化してくると想定していますので、期成会含めながらこの圏域含めた取り組みとして大変重要な取り組みですので、必要に応じてこれからも進めていきたいと思っていますが、なかなか進みが見えないというところの歯痒さは議員もそうなのかもしれないですが私どもも感じているところではあります。情報に遅れること、また動きに遅れることなく進めていきたいと認識しているところです。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） この件については期成会を通じてというところは、これは共通項目として挙げていますのでこれから安平町としても今整備を進めている道路だったり住宅、例えば早来学園向かいの仮設校舎が建っていた場所、あそこを民間アパートの建設だったり宅地についての計画も今打ち合わせを進めさせていただいていますので、そういったラピダスを睨んだ取り組みは実施計画レベルでも取り組みを進めていますが、財源的な裏付けではなかなかそこがまだ経産省の先ほどご提言いただいたようなところが確保されていませんので、そういった町の状況等も伝えながら安平町でこれから国に、独自情報ではないですが重点的な要望を安平町として要望を上げていくようなことも行っていきたいと思っています。

〔梅森議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11番（梅森敬仁君） 先ほどの説明の中でラピダスの影響が少ないという言葉があったので、ちょっと私たちの考えとはかけ離れているなど。私は個人的にすごく期待をしています。期待をしている町民も非常に多くいます。ラピダス、

ラピダスと言っていますが以前から私言っているようにソフトバンクのデータセンターが柏原にできるということで、先行して事務所建設か何かが始まったと新聞記事も出ていました。1000名近くの方がそこで働くようになるようですよ。遠浅地区からしてみれば10分から15分の場所でそういう大規模な開発が進んでくる、事業展開が始まる。ラピダスは5000、6000人と言っていましたけど、こっちはこっちで1000人ということでかなり多くの数ということでインフラ整備その他については先んじてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。前向きに取り組んでいきたいということでお話を伺ったので、その点については今後期待をしたいと思います。それについて答弁は必要ありません。ただもう一点、最後をお願いしたいのは、建設協会となかなか意見とかやり取りが3年前に一度あったり、それ以外はペーパーで受けてペーパーで答えるだとか、会長とか副会長とか個人的なやり取りはあったのかもしれないけど、最近なかなかそういう意思疎通ができていないのかなと。だから同じような要望が繰り返されているのかなと私は感じました。そういった中でこの懇談会は非常に大事なというのは、ちょっと目を転じてみると医療関係の医療懇談会というのは毎年定期的に行われていて町長自らそれぞれの事業者といろいろ要望聴取している場面があって、適切に迅速に対応してもらっている。特に菊池病院から追分クリニックに変わった時だとか、渡邊医院の新築について、あるいはその後のコロナの関係だとかについては万全の体制で意思疎通をしながらタイムリーな対応をしてきた。やはりそういう直に会ってもう少し、町長はいろんな場面に顔を出していろんな方と交流している場面はよく見かけるのでわかるのですが、建設協会についても先ほど言ったような形で移住定住の底支えをしてくれる業態ですし、そういった考えでもっと面談、話し合う場面をセッティングして定期的に行うべきではないかと思いますが、その点いかがですか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 総合的なところについては町長の方からなのですが、建設協会との意見交換をまず切り抜かせていただければと思うのですが、毎年建設協会の総会の前に勉強会とか学習会的なところを毎年開催させていただいています。コロナ禍でその年度ごとの工事の発注についての説明を関係課の課長・参事にも出席していただきながら説明させていただいています。その後に意見交換という形で、毎年同じ形で繰り返させていただいていますので、要望としてはいただくことはあるのですが、なかなか制度上できないものだったり、すぐ手が付けられないところは要望というのはずっと残ってしまうものですから、そういったものが繰り返されるのはあるのかなと思いますが、意思疎通が図れることが無いということではなくて、説明会の中でも

会員皆様方が集まった中での意見はいただいています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 今回一般質問の内容を受けて、当然これまでもJVの方式で大手しかなかなか大きな仕事が取れないですから分割して発注していただきたいとか、また、先般シルバー人材センターともそういった要望を受けましたが、シルバーさんとの上手く仕事を取り合うのではなくて協力しながら町全体として仕事をうまく回していく。例えば建設協会のOBの方が年齢を重ねればシルバーの方にも加入していただくようなことも含めて町全体としての課題と受け止めながらやっていく必要があるとはシルバーさんとも話をさせていただきましたし、経済常任委員会でのやり取りも拝見させていただきましたが、発注予定の公表の回数も増やしてほしいといったこともいただいています。先ほど医療懇談会のお話を例に出されましたので、私も建設協会との今渡邊課長が答弁したような勉強会だったり意見交換会はあるのは承知していますが、私自身が出席はしていませんので、私が出席して医療懇談会みたいな形で馴染むのか、出来るのかといったことも含めて前向きにそこも考えさせていただければと思います。

〔梅森議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11番（梅森敬仁君） ぜひ前向きに対応していただきたいと思います。仕事量のアップといってもなかなか難しい問題もあると思いますね。我が町は一般競争入札が基本原則なので、なかなか地元だけに仕事を落とすというのも難しいのは理解して質問させていただいたつもりですが、その点については政策推進課長も町長も前向きに取り組んでいきたいとのことですので、ぜひお願いしたいと思います。

それでは2番目の町の協力外郭団体などの効率化推進について質問したいと思います。ここ内容についてこういう標題が合っているのかどうかわからない面もあったのですが。例えば体育協会とか文化協会あるいは交通防犯協会など民間とのコラボという場面が非常に多くなってきていると。それぞれが人が少なくなったということで活動自体に影響を及ぼしているということで、私は追分出身ですが、子どものころは文化祭と言えば学校とか福祉センターあるいは国鉄は国鉄で国鉄集会所で展示物とか出品物、その他も含めて溢れるぐらい作品が飾ってあって、お父さんお母さんとか町の人が見に来てごった返していたイメージがあるのですが、先達て追分の公民館で催された文化的な行事に参加させていただきました。見に行かせていただきました。ちょっと人数が少な

いなど。文化協会についても合併して1つになったのですよ、だから今年第1回目という説明を最初受けましたが、ちょっと参加人員が少ないのかなと。あるいは文化祭の展示についても、追分公民館に行きましたが広いホールの中で出展数が少ないという寂しいなという思いをして帰ってきました。見に行っただ人も私を入れて時間的な違いもあるかもしれませんが、2、3人の人がパラパラ見に来ている程度を見るとちょっとこの先難しいなと、難しい問題があるのかなと感じてきました。

体育協会については体育指導委員会とかあるいはアビースポーツクラブなんかで上手くコラボして少年団活動その他バックアップしているということので何種目かについては私も参加して楽しんできましたが、そういう取り組みが非常に大事だろうと。

また、目を転じて見ますと私普段からボランティアをやっていますけど交通とか防犯協会、民間ボランティアの団体ですが、同じような団体が公の部分でもあってお互いに人数の確保、活動してくれる方は大変ありがたいのですが高齢化していくとか入れ替わりがなかなかできないのが現状なので、この辺のところを上手く合わせて効果的にできるのではないのかなと。交通関係であれば町長を頭にした推進委員会、それにぶら下がっている指導委員会あるいは母の会だとか。あと民間は私たちがやっているような交通安全協会。防犯協会についても微妙に少年補導員とか警察主体ではありますが地域安全推進員とか、そういう方がそれぞれのコスチュームというか帽子を被ったりして普段活動してくれています。そういうところうまくまとめて費用対効果の面からも考えていかなければならない、そういう時期に差し掛かっていると思うのですが、それぞれの立場から現状についての説明をお願いしたいと思います。

[佐々木教育委員会参事挙手]

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 体育協会及び文化協会について私からご答弁させていただきます。体育協会及び文化協会の構成団体については少子高齢化等による人員不足によりその運営は厳しい状況にあると認識しており、また、コロナ禍により活動縮小、解散した団体もあると伺っているところです。このような状況のなか文化協会においては追分地区、早来地区のブリッジ方式により協会の運営をされていましたが、役員の担い手不足による事務局の一本化、また、議員からお話がありました作品の展示数、見学者数の課題解消のための地域間の一体化及び多世代交流を図るための事業の見直しが行われているところです。体育協会や文化協会をはじめとした町内の社会教育団体の活動は自主的な運営により地域文化スポーツの向上や生活文化の振興、更には社会福祉の増進につなげ社会教育行政においては欠かせない活動をしていただいていると認識していますので、教育委員会としても引き続きそれぞれの団体の課題

に応じた支援や助言等をさせていただきたいと思っています。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） 私の方から交通安全関係についてご答弁させていただきます。議員からも今ありましたとおり、交通安全関係の団体については現在4つの団体があります。1つ目が安平町交通安全推進委員会で交通道德の向上と交通事故防止のため町民運動を展開し、交通事故の無い明るい安平町築くことを目的として交通道德及び遵法精神に関する事項、交通安全のための啓発活動に関する事項、交通安全啓発資材の作成及び斡旋に関する事項、優良職場又は団体に育成に関する事項、交通関係官公署・諸団体との連絡調整に関する事項、交通功労者の表彰に関する事項、その他目的を達するために必要な事項が事業内容で、役員含めて61名で組織され事務局は税務住民課生活環境グループ、令和6年度予算として355万円の交付金を計上しています。

2つ目が安平町交通安全指導委員会で、交通安全指導員は安平町交通安全指導員条例で設置が定められていまして、職務は歩行者に対する正しい歩行の指導に関する事、幼児・学童・老人等に対する交通指導に関する事、自転車通行の安全指導に関する事、交通安全思想の普及に関する事、交通安全運動の促進に関する事、その他交通安全を保持するため必要な事項で条例上の指導員の定数は50名ですが現在の指導員は25名です。事務局は税務住民課生活環境グループで、令和6年度予算として指導員40名分の報酬や研修会経費など127万7000円を計上しています。

3つ目が安平町交通安全母の会で、母親による家庭を地域における交通安全教育指導等活動の実践を図り、もって交通事故のない明るい健全な社会づくりに寄与することを目的として、母親自らの交通安全の実践と家族の安全を期するための交通安全は家庭から運動の推進、道及び町で実施される各種運動行事への参加、関係機関団体との相互協力、母親の立場からの交通安全対策についての提言、その他目的を達成するために必要な事業で町内に居住する女性をもって役員を含め33人で組織され、事務局は税務住民課生活環境グループで、令和6年度予算として5万4000円の補助金を計上しています。

4つ目が安平町交通安全協会で、交通の安全を確保し交通秩序を確立するとともに会員相互の緊密なる連絡協調のもとに交通事故の防止を図ることを目的として交通道德及び遵法精神に関する事項、交通安全諸法令の周知徹底に関する事項、交通事故防止及び交通安全対策に関する事項、交通安全広報に関する事項、交通安全官公署諸団体との連絡調整に関する事項、優良会員及び交通功労者の表彰に関する事項、その他目的を達成するために必要な事項が事業内容で、役員含め31名で組織され事務局は役場で持っていませんが、令和6年度予算として95万円を補助金を計上しています。

いずれの団体も交通安全に関する事業となっていて、わかりづらいこと、高齢化により各団体の人員も減少傾向にあることや同じ方が2つ3つ重複して活動を行っていることも承知しているところです。事務局としても何とかわかりやすくスリム化できないものか内部で検討している状況ですが、各団体の上部組織の関係や人員活動内容を含めて各団体との協議が必要であると考えています。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 防犯協会について、事務局を所管しています総務課よりご答弁申し上げます。安平町防犯協会は平成18年の市町村合併に伴いまして旧早来町防犯協会と旧追分町防犯協会が統合された組織です。警察署その他関係機関・団体との連絡を密にして防犯上適切な措置を講じ、犯罪を根絶して町内の安全を保持することを目的としていまして、各自治会町内会、交通安全関係団体、少年補導員、更生保護女性会などの関連団体からの推薦などで構成されています。活動内容については町からの補助金14万円を主たる財源とし青色回転灯を装備した車輛を使用した自主防犯パトロールや各種イベント会場での巡回活動、毎月の地域防犯ニュースの発行などを行っています。団体の活動状況としては、安平町防犯協会は改選期に各種町内団体からの推薦者を選定いただき構成されるものでして、各団体、構成団体とも高齢化が進んでいるのは先ほどご質問のご指摘のとおりかと思えます。推薦者の固定化、新規推薦者の選定が難しい、厳しい状況にあることは課題として認識していまして、今後も事務局業務の事務的な支援などを通じて活動をサポートしていく考えです。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 交通安全関係でちょっと補足させていただきます。先ほど梅森議員もおっしゃっていた4つの団体が交通安全関係あると。私、交通安全推進委員会の会長をやらせていただいて当然総会シーズンになると総会が重なるのですが、ほぼ交通安全を目的にしているということで、それぞれの団体ではありますが常に活動する時には一緒になって協力しながらやることが多いですね。先日、老人クラブ友の会が道の駅で交通安全のしめ縄配布をさせていただきましたが、皆さんに協力していただきながらやりました。ですから条例の設置の指導員の関係は条例もありますので、そういった手続き的なことも含めて担当の方にはまず交通安全推進委員会、私が会長になっているそこに例えば母の会だったり指導委員会がその中の位置付けで、部会になるのかわかりませんが、そういった位置付けを担っていただきながら事業の団体の

目的は若干異なっていますが、そこを包括する形で集約をかけ、予算も含めて統合を図っていきながら、もう一方の交通安全協会さんと2つ大きな団体が残るような形が1段階目の方向性かなというふうに内部では思っていますので、今後そういった整理も内部的に整いましたら各関係団体とも協議をさせていただきながら進めていければいいと考えています。

〔梅森議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11番（梅森敬仁君） 広範囲にわたってしまって申し訳ありませんでした。同じ意味で高齢化ということと人員確保がなかなか難しくなっているということについては共通認識ということで、ただ、それぞれの団体で何とかしてください頑張ってくださいと言っても、ほとんどやることはやってしまったと思うのです。ですから役場主導でなるべくこういう形で効率よく活動できるように考えていっていただきたいと思います。そういう希望を述べて私の一般質問を終わります。

○議長（多田政拓君） 以上で梅森敬仁議員の一般質問を終わります。

次に9番内藤圭子議員の一般質問を許します。

【通告No.3 9番 内藤 圭子】

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 9番内藤です、よろしくお願ひします。私は1番食育計画と学校給食についてまず伺いたいと思います。令和6年に採択された健康あじら21で食育について安平町の農産物や学校での取り組みなど紹介されています。一般に食育と言えは健康になる食べ方と捉えがちですが、安平町のような農村の食育と言えはもっと広い視点で見ることができると私は考えています。農水省では食育は生きる上での基本で知育・徳育・体育の基礎となるものと説明しています。厚労省では様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する知識を身につけ健全な食生活を実践できる力を育むことと書いていました。安平町の食育は地場産農産物を知ることで地域の農業を知ることができます。食べ方を知ることで地元ではどのように食べられてきたかという文化を知ることができます。また、町民の皆さんが積極的に地元の農産物や加工品を食べることでお金が地元へ落ちます。また、農産物やその加工品を遠くに運ぶ必要がないので二酸化炭素CO₂の発生が抑えられエコにもなります。

まずこれを踏まえて1番の質問です。新しい健康あびらの食育計画の実行状況について伺います。

[小板橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） はじめに食育計画について経過含めご説明します。令和5年6月定例議会の一般質問の中で内藤議員より食育計画の作成についてご質問をいただき、その際の答弁の中で単独での計画作成ではなく健康あびら21の中で網羅しながら作成していきますとお答えをさせていただいており現在に至っています。

ご質問の新しい食育計画の実行状況についてですが、栄養状態を適正に保つために日常的な食生活を通じて食育の意義や必要性などを理解し、家庭を中心に行政やこども園、学校、地域などで食育に関する理解を深めることが重要であると考えています。妊産婦、乳幼児、学童生徒、成人期、高齢者といったライフステージごとの項目だての中でパパママ教室、乳幼児健診、家庭訪問、健康相談、健診結果報告会及び講話などで塩分摂取量の減少化や野菜果物の摂取量の増加に対する栄養指導を行っています。更に新しい取り組みとして学童生徒、成人期向けとしては管理栄養士による総務課情報グループとの連携であびらチャンネルでの地元の食材を活用したレシピの紹介、教育委員会社会教育グループとの連携で追分高校生のフードデザイン科目で道の駅で販売するためのロールケーキ作成の監修を行っています。また、小中学生を対象とした子どもチャレンジ塾で野菜を使った副菜の提供及び野菜の栄養価に関する講話を行っています。高齢者に対する取り組みとしては、各地域の老人クラブの会合でフレイルについての講話や調理の提供を行っています。こういったあらゆる年齢層に対し生活習慣病予防と重症化予防に対する取り組みとともに食の安全安心への環境意識と健康志向も高まりつつあることから関係課と連携しながら努力してまいりたいと考えています。

[内藤議員挙手]

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 今も地場農産物の紹介ということで、あびらチャンネルでレシピの紹介をされているということが紹介されたのですが、他にももし地産地消を進める取り組みがあるようでしたら教えてください。

[小板橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） 今現在、特にこれといったものは持ち合わせていませんが、あびらチャンネルの方でコーナーとして設けさせていただいてまして、年に数回ほど新しいレシピということで地元の野菜を使ったものを紹介させていただいていますので、まずはこの辺をしっかりと町民の皆さんにも見ていただきながら地元の野菜についてご理解を深めていただきたいと思いますと考えています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） あびらチャンネルは見られる人と見られない人がいるのでそういうところで目に触れる機会が限られてしまうかなと今聞いて思いました。他に健康福祉課だと食の指導とかする機会もあると思いますので、そういうところでもぜひ地場産でこういう農産物があってという紹介があったらいいなと思いました。

2番なのですが、健康あびらの作成過程について伺いたいと思います。

〔小板橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） 健康あびら 21 についてお答えします。安平町健康増進計画いわゆる健康あびら 21 ですが現在は第 3 次計画となっており、令和 6 年 4 月から令和 18 年 3 月までの 12 年間の計画です。

ご質問の作成過程についてですが、国の計画、北海道の計画をもとに町民がいつまでも住み慣れた地域で心身ともに健康で暮らせる健康寿命をできる限り延ばすことを主として安平町の現状と課題を把握し、目標値設定を行いながら健康増進、食育推進、歯科保健、自殺対策を柱に掲げ策定したものとなります。この策定にあたり庁舎内関係部署との連携として教育委員会事務局、産業振興課との調整の他、保健福祉関係者や学識経験者による安平町地域福祉総合検討推進委員会を令和 6 年 2 月 14 日に開催し本計画に対するご意見を反映させていただいています。その他、安平町町民参画推進条例に基づくパブリックコメント募集を令和 6 年 2 月 2 日から 22 日まで行っていますが、パブリックコメントによるご意見等はございませんでした。これらを踏まえ安平町議会全員協議会を令和 6 年 2 月 26 日に開催させていただきまして本計画に対するご説明をさせていただき、議員皆様方からご意見をいただきながら第 3 次健康あびら 21 の策定に至っています。この健康あびら 21 の計画により安平町の各種計画と整合性を図り、子どもから高齢者までの各年齢層における生活習慣病の発症予防と重症化予防の他、生活習慣の改善を目指してまいりたいと考えています。

[内藤議員挙手]

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 健康あびらという名前なので健康に基づいた計画がされるということがよくわかったのですが、ここの中で私がいつも言っている食育というところがここに閉じ込められているのはあまりにも勿体ないというか、そういうことをいつも言っているのですが、このように今回計画するにあたって振興課とか教育委員会も関わりながらこの計画を作ったということになっているのですが、進捗状況の確認だとか計画を見返した時にそういうところにその計画と一緒に参加した方々がまた参加してそういう振り返りがなされているかどうかを確認したいと思います。

[小板橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） 本計画については先ほども申し上げましたが、12年間の長期計画となっています。健康あびら21にも記載をされていますが、6年後の令和11年度を目途に中間評価を行うこととなっています。必要に応じて見直しを行うということになっています。目標に対する毎年の数値を把握しつつ国の計画とか北海道の計画といった整合性を図り、また、関係部署との連携を図りながら見直しの有無についても評価・検証を行った上で進めてまいりたいと考えており、今後においても目標達成に向けて努力してまいりたいと考えています。

[内藤議員挙手]

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 令和11年に見直すと、中間の見直しとおっしゃったのですが、健康あびらは今までも発効されていて、今回の策定の前にまたそういう見直しをしたという段階があると思うのですが、そこはいかがだったのでしょうか。

[小板橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） 安平町の町民の方の死亡要因と言いますか原因が何かというところ、どういった病気で亡くなっているかということも把握しつつ、あと健康診断、受診率の向上とかの見直しと言いますか向上する必

要があるということも計画の中に盛り込ませていただいています。そして先ほどから議員が言われています食育の部分についても、これまでそんなにボリューム的にはなかったかと思うのですが、この第3次計画の中には食育の部分についても今までの計画よりも少しボリュームも含めて課題として挙げているようなことを盛り込みながら関係機関と協力してやっていきたいという内容を見直しさせていただいた計画となっています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 私もそれは思いました。安平町はオーガニックビレッジ宣言をしています。そのことは今回健康あびらにも書かれていたのですが、このことは残念ながら町民にはあまり浸透していないように私は今感じています。先日行われたオーガニックフォーラムには町内外から400名も参加者がいたようで、私も参加していたのですがオーガニックというキーワードがこんなにも人を呼ぶことができるということに驚きを持って実感をしました。若い人が小さな子どもを連れて大勢集まってきたことに本当に驚いたのですが、でも顔ぶれを見たときに町民は少なかつたというのが実感として感じました。担当が産業振興課だと思いますが、健康あびらでもオーガニックビレッジ宣言ということが扱われているのですが、オーガニックという視点でこんなにも人を呼ぶことができるというのは、もしかしたら移住政策とか本当に町のPRに使えることなのではないかとその人の動きを見て思いました。道内で唯一このオーガニックビレッジ宣言をしているとすごく目立つのですよね。そのことはもっとこの町の宣伝なり安平町ということに使ってもいいのではないかな。つまりこの食育というキーワードを健康福祉課に、それもこの健康あびらの中に留めておくのは勿体ないなと思って今後の取り組みに期待して次の3番の学校給食の質問に移ります。

給食での地場産の利用率について伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 令和4年6月の一般質問でもお答えしましたが、はじめに地場産としての考える範囲が都道府県単位の算出となっていますのでその数値としてお伝えします。令和5年度数値ですが道内産は52.5%、うち安平町産が14.1%となっており、北海道が調査目安としている概ね50%を超えた結果にはなっています。前回お話した数値よりポイントは上がっています。それと先ほどの地産地消の周知の部分なのですが、給食の献立でも特に地場産を使ったようなものがあつた場合はそういった表記もしていますし、学校によつ

ては例えばアサヒメロンが出るとか、内藤さんのところのお肉が出るといった特徴的な時にはお子さんたちのお昼の放送などでご紹介をしながらそういった活動をされているという内容は学校で行っています。

[内藤議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 内藤議員。
- 9番（内藤圭子君） 利用が少し上がったということで理解します。健康あびらにも地場産の利用を増やしますと書いていましたが、これのために何か取り組みは実施していますか。

[永桶教育次長挙手]

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） 基本的には地場産を多く使いたい考え方はありますが、前回の質問の時にもお話したように、北海道はどうしても季節が偏った作物が供給されるという特殊な地域ですから、どうしても冬場は備蓄されたようなものに限られるといった面でこれ以上の比率がなかなか上がらないのが現状としてあります。有機の使用に関してもそういったことが学校給食の献立の時に調達できるロットがきちんと賄えるかというバランスのところ、なかなかこの比率がこれ以上は上げられないところがありますが、給食センターとしては一生懸命、少しでも多く活用できるようにという取り組みは行っています。

[内藤議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 内藤議員。
- 9番（内藤圭子君） 北海道なので季節的な利用量が変わるというのはしょうがないと思うのですが、これはセンター長さんとの話で加工品を作る努力をされていることがわかりました。加工品作ることによって年間通じて使えるということで本当に努力されているのだと思います。こういうことも宣伝があまり上手ではないなと思ったりして、こうやって地場産を一生懸命使おうとしていることが町民の皆さんや父兄の方たちにもっと伝わるといいなと感じます。
次の質問で、学校給食での有機農産物の利用について伺いますというところはいかがでしょう。

[永桶教育次長挙手]

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） こちらも昨年度実績ですが、利用率が重量分で10%程

度の利用という形になっています。

[内藤議員挙手]

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 利用が増えない理由はどのようなことというので、さつき季節的などところとおっしゃったのですが。それ以外、何か考えられますか。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 献立の中身において、どうしても地場の有機農産物を使うということとして、量の関係が一番の問題となっています。有機だけを使うということで、例えば他の地域から輸送して仕入れることをしてしまえば内藤さんが先ほどお話したような物流によつてのCO₂増加といった物理的な問題と価格的な問題が障害となって、実際には地元産の有機物を主体的に使う流れが今の状況であるのかなと思っています。

[内藤議員挙手]

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 有機の量的な問題ということが今おっしゃられたのですが、私が見ていると思うのは給食センターと農家の話す場所があるといいなと思ったのですよね。農家はこれならできるということを提案して、センターはこれだったら受けられるという、そういうざっくりばらんに話す場があることでもっと利用が進むのではないかなというのはこうやって給食に長年携わってきて感じていますが、そういう考えはいかがでしょうか。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 現実的にそういう対応がどこまでできるかは私の口からは今直ぐできないですけれども、今までは有機の会長さんである方とセンター長がロットの絡みとか比較的協議をしながら進めています。それが他の生産者とも交えてということまでいくと今内藤さんがお話されたようにもう少し融通の利く部分も出るのかもしれないですけど、逆にそういう会合を持つこと自体が給食センターと献立を作る時との日程とうまくやれるかというのはわからないものですから、この提案も一応センター長の方には伝えさせていただければと思っています。

[内藤議員挙手]

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） ぜひ、そういう場があることで利用する農産物が増えるのではないかなと私は思っています。

次ですが、現在安平町の給食は値上げをしないで不足分は町が約 500 万円を補填して運営しています。年間今年度で食材費 4700 万と言われている給食ですが、この秋からの米の大幅値上げが食材費にもろに影響してくると思います。そこで5番目の質問です。来年度の給食費はどのようにお考えですか。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 来年度の学校給食用米の価格や、うどんなどの原料となる小麦だけでも大幅な価格上昇が現在示されています。来年度値上げを予定していますが、その値上げ幅の決定には至っていません。来年度予算までに給食費の確定は行いますが、上昇部分は町が負担を考えていますので保護者等への負担増加はさせない対応を行う予定です。

[内藤議員挙手]

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 本当に給食は子どもたちの栄養はもとより大事な学習の教材でもあります。豊かな農産物が生産される安平町で少しでも地場産農産物の利用が増えて地元で根差した給食になるように、また、地域の人が地場産農産物を手に取る機会が増えるように切に願ってこの給食の質問を終わります。

2つ目、水道ビジョンと水道未整備地域についてですが。水道地域と水道未整備地域の格差や課題についてこれまでも何度か取り上げてきましたが、なかなか改善されません。なぜ進まないのか。限られた予算の中で優先順位を付けるとなると水道敷設から 50 年を超えた施設の改修が先になるのかもしれませんが。しかし、私はそれよりも水道未整備地域の担当課がどこなのかはっきりしないことが原因と考えるようになりました。水道課の水道ビジョンには水道未整備地域の解消と書かれています。しかし、地下水は環境の担当となります。これは、はっきりしません。ここを踏まえて以下の質問をします。

1つ目の質問です。水道未整備地域の担当はどこになりますか。

[谷村水道課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 令和4年3月議会及び令和4年9月議会の一般質問で答弁しているとおり、水道未整備地域においては地下水の水質検査や浄水器の助成をする担当部署、それと水道の施設整備を担当する部署、それぞれにおいて担当課は異なります。水道課としては水道法の規定に基づき、給水人口と給水量の算出、また、工事費の予定総額と予定財源などを調査した上で給水区域外である水道未整備地区を給水区域内へと認可申請すること。その後、浄水場などの水道施設を建設し、そこで作った水を届けるための水道施設及び水道管の整備を行うこと。これらの担当課については水道課であると考えています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 私、このところ、毎回ここでおかしいって思うんですけど、水道ビジョンでは水道未整備地域の解消ということをして毎回言っていて、水道未整備地域のことを水道ビジョンでは言っているにも関わらず担当は水道課ではないと言われます。これって水道ビジョンに書いてあることと矛盾するのではないかと思います。いかがですか。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） まず国の方針として水道普及率を100%にしようというのが国の方針として定められています。その普及率の分母については行政人口となっています。なので給水区域内外問わず分母が行政人口になりますので、そこで100%を目指すとなると給水区域外であっても水道の整備をしましょうというところで国の方針に則って水道ビジョンを作る際には未普及地域の整備を進めるとなります。この水道で未普及地域の整備をするというのはあくまでも水道管を整備するという内容になっていますので、その認識がちょっと違うのかなと感じています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 住民にとっては、どっちが担当であろうと本当に構わないことだと思うのですよ。税務住民課だろうが水道課だろうが、ちゃんと対策さえしてくればそこは問題ないと私は思うのですが、ここでこっちだあっちだと言って本当にこのことが進まない原因が、もしそのところにあるのでし

たら例えば水道課は未整備地域についての水道の問題を扱うところで、その地下水の問題を扱うことが税務住民課だとおっしゃるのでしたら、税務住民課にきちんとそれを担当する人を付けてくれるとか、そういう予算も必要になってくると思うのですが。そういう具体的なこと無しにこっちだあっちだて言うことが一つも進まないことになるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） カテゴリー的に違うものが水道ではないというものがあるのかというか、そこなのですが、飲み水であるから水道という認識だとは思っている。なのですが、論点として考えなければならないのは地下水の水質だと思っております。なので地下水の水質について水道がどうこうという話ではなくて、地下水の水質に関しての話なので環境部局ですという話をしているだけなのですが、なかなか飲み水についてはイコール水道課という認識を持たれているので、その認識がズレてくるのかなと考えます。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） まさに飲み水イコール水道課じゃないかなと思っているのは事実です。ただ、そうやって役場の中が税務住民課だということでしたら、きちんと税務住民課に人を付けて予算も付けて、そのことが進むようにしてほしいと思いました。

次の質問ですが、水道ビジョンの策定が進んでいると思います。現在の状況をお知らせください。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 水道ビジョンの進捗状況については、現状の水道ビジョンは震災の影響により見直しが必要であることから令和4年度に基本計画を作成しており、その計画の中で更新の優先順位を検討し令和5年度北進配水池更新にかかる実施設計を委託しているところです。現在については、大雨など自然災害の影響を受けない安定した取水が必要と考え、富岡浄水場での取水状況の調査を行い、この他追分地区の導水管耐震化などを進めているところです。

新しい水道ビジョンの策定については安定した取水の確保、この状況に応じ

て方針を決定することが必要であって、令和7年度の計画策定に向けて準備を進めているところです。

[内藤議員挙手]

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） わかりました。前回確か質問した時に100件ぐらい分はまだ安平町の水道は余裕があるとおっしゃったと、教えていただいて安心したのですが、今安平町ではアパートとかがどんどん建って住宅も建ってその100件が賄いきれるのかなと心配になったのですが、そこはいかがでしょうか。

[谷村水道課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 今後の人口の推移によってもまた変わるところではあるのですが、いずれにしても安定した給水が必要となりますので、河川だけの取水ではなくて地下水からの水源が必要となると思われます。それは勿論人口が増えていくことにも絡んではくるのですが、そういった中で富岡浄水場の水源は地下水ですが、ここの調査をしまして現状ではポンプの清掃をすると日400tぐらいは取れると試算をされているのですが、それだとちょっと不安定だなという認識を持ってしまして、できれば今後別な場所にもう少し深い井戸を掘って日量できれば900tぐらい取れるような水源を開発していきたいと考えています。

[内藤議員挙手]

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 安定の確保は大事なことだと思うので、ぜひよろしく願います。水道ビジョンでは水道の広域化のこともおっしゃっていたと思うのですが、そちらの進捗はどうなっていますか。

[谷村水道課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 広域化については近隣自治体とも協議はいろいろして勉強会などもしてきてはいるのですが、現状として広域化はなかなか動きが見えないと言いますか、今安平町の中では単独の水源で水道事業を運営していきたいという方針ではあります。

[内藤議員挙手]

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） わかりました。この水が結構いろいろ苦労している安平町としては広域化ってすごく渡りに船のような気がしたのですが、相手の意向もあることなので。でも諦めないで周りに千歳や苫小牧という豊富な水があるところの隣接地ということで、ぜひ進めていただきたいと思います。

3番目の質問です。水道料金の値上げについて令和8年に周知して令和9年から実行とおっしゃいましたが、具体的にどれぐらいの幅とお考えですか。

[谷村水道課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 何パーセント値上げするかという質問ということでしょうか。新しく策定する水道ビジョンが今内藤さん言われたとおり7年度に策定を予定しているのですが、その水道ビジョンの中で更新計画に基づいて財政推計を行って、その中で収支のバランスを考えて値上げ率を決めていきたいと考えています。

(理事者側協議)

○水道課参事（谷村英俊君） それでは改めて答弁します。少子化による人口減少によって収益が減少する一方、費用面では水道創設期から50年を経過した水道施設の更新や耐震化を進める必要があるため、施設の省電力化や漏水対策など経営対策を実施した上でも経営状況が悪化していく見通しとなっています。この状況からも水道料金の値上げは避けられないものと考えられています。水道料金の値上げ時期については令和7年度策定の水道ビジョンに基づき令和8年度に住民説明、また議会での説明及び条例改正を行った後、令和9年度から水道料金の値上げを検討しているところです。

[内藤議員挙手]

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 値上げが免れないという現状もよくわかるのですが、前も言いましたが住民に対する丁寧な説明のうえ進めていただきたいと思います。それで決算書を見ていたところ不能欠損が出ていたのですが、この辺の未収分とか不能欠損のどんな働きかけをしているのかなって教えてください。

○議長（多田政拓君） 内藤議員に。通告内容と。値上げのことには通告されていますが、今の不能欠損の話は決算時になりますので。

- 9番（内藤圭子君） わかりました。料金値上げに関してこういうお金を払っていない人たちもいるというところで、それに対してちゃんと働きかけているかどうかということの確認をしたいと思います。
- 議長（多田政拓君） 答弁可能ですか。

〔谷村水道課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 水道課参事。
- 水道課参事（谷村英俊君） 不能欠損自体は最終納入日または督促状を送付した日から5年を経過して居所不明などにより支払能力が無いと判断した者について徴収停止という手続きを行い、台帳管理をした上で不能欠損として処理しています。決算資料にもありますが、令和5年度決算では12万1720円を不能欠損として処理しています。不能欠損にいくまでの対応と言いますか料金の滞納に対する対応についてはまず1か月未納の段階で督促状を送付してそれが2か月続くと催告書、3か月までいくと給水停止予告を送付する流れで、それで個別訪問も繰り返しますが、それでも納入がない場合には最終的には給水停止をするということ。徴収業務の中で決算の時には滞納額、令和5年度だけ見ると260万あったのですが、12月の時点では74万まで滞納額が減少していますので、今言った滞納対策をしている一定の成果は上がっているものと考えています。

〔内藤議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 内藤議員。
- 9番（内藤圭子君） やっぱりどれくらい払われているかが気になったので、水道の決算書で私数字が見つけれなくてすみません。余計に答えていただきました。ありがとうございます。
- 4番目の質問ですが、水道未整備地域の対策は税務住民課となるようですが、今後の対策について今のお考えをお聞かせください。

〔谷村水道課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 水道課参事。
- 水道課参事（谷村英俊君） 水道未普及地域については、現在一番大きな水道未普及地域となっているのが早来地区の瑞穂、安平、緑丘、守田という地域です。こちらの地域は標高が高いということもあり既存の水道施設から水道管を敷設するだけでは給水できないエリアになっています。給水することとした場合に水道施設の建設が必要となり、総事業費としては10億を超えるかなり大きな事業費になることから今後10年間で計画期間とする水道ビジョンの中では

未普及地域を解消することは難しいと考えています。人口が中央に集中している自治体や点在する農村地区がある自治体、それぞれの自治体の自然的、社会的な諸条件により様々な課題がありますが、国の方針である水道普及率 100%を目指すという視点に鑑み今後も未普及地域の解消は課題として捉えていきたいと考えています。

[内藤議員挙手]

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 水道ビジョン的には今後 10 年間はできないということで、ぜひそれは水道ビジョンに書いてほしいですね。ここ 10 年はできませんと書いてほしいです。いつまでも解消と書いていたら期待しますよね、住民も。できませんって書いてもらった方が他のことを考えるきっかけになるかなと思いました。税務住民課の方では、いきなり税務住民課ではないかと言われて、急にと言われてどうなのかなと思うのですが。もし答弁いただけるならお願いします。

○議長（多田政拓君） 答弁できますか。

[佐々木税務住民課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） いろいろと検討しなければならない事項がありますので、その後は財政的な状況等もありますし慎重に判断したいと考えているところです。

[内藤議員挙手]

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 考えてくださるということですので今後税務住民課と私たち未整備地域の住民として話ができればなって思います。安平町は水道普及率 88%って言われていて低いのですよ。自分任せ、自己責任で今までずっと地下水を使ってきた人たちに今アンケートを取っている最中なのですが、本当に思いのほか皆困っているのですよね。それを何も言わず皆困っているなら困っているって言ってよって言ったのですが、皆さんいろんな状況のアンケートがあって。だからこんなに皆困っているならそこは解消していかないといけないなって今アンケートを取っている最中です。これから続けてやっていきますので、どうぞよろしくお願いします。終わります。

○議長（多田政拓君） 以上で内藤圭子議員の一般質問を終わります。

○議長（多田政拓君） 15時5分まで休憩します。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 3時05分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。一般質問を続けます。
10番高山正人議員の一般質問を許します。

【通告No.4 10番 高山 正人】

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 10番高山です。私の方からの一般質問は各種協定について伺います。現在いろいろ調べて見ますと現在までに80件ほどの協定を結ばれているということで、町民に何かを得られるものがあるのかなというような疑問を皆さんに聞いてみようと思ひまして今回は質問をさせていただきます。まず（1）災害協定、包括連携協定、事業連携協定に関して、それぞれの協定内容と事業費の合計を伺います。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 各分野での通知でして多課にわたるものですから、まずこちらの方は私の方で答弁して、その後個別に各課から答弁するようにします。

現在、安平町が協定締結をしているものは区分ごとですが災害協定では総務課総務グループ37件、水道課水道グループ2件、下水道グループ3件、合計42件です。

事業連携協定では総務課総務グループ2件、総務課情報グループ1件、政策推進課政策推進グループ2件、税務住民課生活環境グループ4件、健康福祉課健康推進グループ1件、健康福祉課国保・介護グループ11件そのうち2件が

指定管理で、商工労働観光グループが3件、教育委員会学校教育グループ1件、教育委員会社会教育グループ1件、合計26件です。

包括連携協定では総務課総務グループ1件、総務課情報グループ1件、政策推進課政策推進グループ7件、健康福祉課福祉グループ、国保・介護グループ2件、商工観光課商工観光労働グループ1件、合計12件です。件数は以上のとおりです。

包括連携協定の相手側とプロポーザル等で契約締結をした事業や負担金など令和5年度に予算執行を伴った事務事業等を対象としており、協定種別ごとの事業費は災害協定42件、事業費はありませんでした。

事業連携協定26件中2件で、政策推進課政策推進グループMONETシステム使用料が198万円、税務住民課生活環境グループゼロカーボン推進支援業務660万円、再生可能エネルギー導入目標策定支援業務971万7000円、これは環境省の補助が入っています。公共施設等再生可能エネルギー設備導入可能性調査業務998万8000円、これも同様環境省の補助が入っています。マイクログリッド構築に向けた基礎調査業務1100万円、これは北海道の補助が入っています。地球温暖化対策事務実行計画事務事業編では策定業務で440万円、これらは以前に契約締結し全て1社随契、全体で4170万5000円としています。税務住民課の環境の部分の内訳として国庫補助1477万8000円、北海道の補助が500万円、一般財源が2192万7000円です。

包括連携協定では12本中2件で3課で政策推進課、地域おこし協力隊生業形成マネジメント業務335万5000円、1社随契で全額特交対象です。地域おこし協力隊募集採用業務委託100万1000円、これも1社随契で全額特別交付税の対象です。総務課は1社でエリア放送番組制作業務委託料1136万9160円でして、これは令和2年5月にプロポーザルを実施して、その後以降は1社随契です。同じく広報媒体運用業務委託料124万6300円。それと令和5年度の実績で職員募集媒体掲載委託業務295万2400円。教育委員会は教育魅力化推進業務委託料2298万1750円、これは平成31年7月、令和2年3月協定締結前です。プロポーザルを実施し、以降1社随契です。現在これらにかかった金額については合計4290万5610円です。個別の主な協定内容については担当課より答弁します。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 引き続き総務課からご答弁申し上げます。総務課では全80件の各種協定のうち国、自治体、企業、団体と締結した37件の防災協定があります。協定内容は主に災害時における食料、飲料水、資機材の提供や人材派遣などに関する内容となっており、これら協定そのものには事業費は計上されていませんが、本年9月に提携した一般社団法人日本保障コンサルタント復

興支援協会との安平町における災害時の復旧復興等事業の支援業務の実施に関する協定においては支援業務に要した費用は町が負担することとされ、これらに要する経費は実際に災害が発生し協定に基づく支援が必要となった段階で予算措置が講じられ、事業費計上されることとなります。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 次に政策推進課では全部で7件の包括連携協定を民間事業者、銀行、大学、自治体等と締結していますのでその概要についてお答えします。また、包括連携協定は予算執行を伴わないケースも含まれますので、先ほど副町長からご報告した令和5年度予算執行の内容に直結しないケースが含まれる仕組みとなっていますことをご了承願います。それでは包括連携協定の概要については主に地方創生、安平町の持続的な発展、教育環境づくり、子育て支援、ICT利活用、人材育成、組織開発、教育・研究、町民の健康の増進、地域活性化、産業振興といった各分野について安平町と民間事業者等の双方の強みやノウハウを活かし包括的に連携協定を行うこととした内容となっています。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 健康福祉課介護部門で締結した主な事業連携協定はSOSネットワーク事業における法人等団体協力者としての協定となっていて、協定にかかる事業費負担は無いものとなっています。事業の詳細については認知症などにより判断力や記憶力が低下し、道に迷うなど自宅がわからなくなって万が一方向不明になってしまうことなどに備えるために事前に名前、住所、連絡先、写真を登録し、早期発見、保護するための事業となっています。今後は認知症になっても住み慣れた地域で尊厳と希望を持って自立した生活を送れるよう認知症の正しい知識や認知症の人に関する正しい理解を深め、地域が認知症の理解によってつながるようなネットワーク事業の展開についても検討しております。また、包括連携協定については介護人材の確保に関する自治体包括連携協定を締結しており、介護人材の確保対策に取り組む安平町と全国で唯一の町立校として北海道介護福祉学校を運営する栗山町が介護人材の確保に関して自治体間で包括連携協定を結び、相互連携協力を通して介護人材確保と学生確保という互いの課題を解決しようとするものです。こちら事業にかかる町の負担については無いものとなっています。令和6年度現在、栗山町が締結した連携協定自治体は月形町、沼田町、平取町、新ひだか町、猿払村、むかわ町、今金町、せたな町、森町、中頓別町、浜頓別町、黒松内町、

苫前町、七飯町、安平町、栗山町を含む 15 自治体となっており、介護人材確保に関する情報連携はもとより地域包括ケアシステムの推進にかかる認知症施策や在宅医療、介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施などの実施状況を共有し、共生社会の実現に向けた考察について各町の担当者とディスカッションを通して深めているところです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10 番（高山正人君） 皆さん協力いただいて、いろいろな数字と説明をいただきまして感謝します。皆さんお聞きのとおり、協定というのは非常に 80 の中でもお金のかからないもの、ただ災害時に協力しているとか事業を興すのもお金のかからないもの。また、包括的なものはお金も要するものもあればそうでないものもあると。また、前にそれが続くものでもなければその時によって使えるもの、使えないもの、利用するもの、利用されるものといった流れになっていることはわかるかなと思います。ただ、非常に金額的にも大きな動きをしているということはこれで確認ができるかなと思っています。

それで次（2）に行きます。協定の締結先についての選定方法と基準というのが非常に聞きたいところなので、詳しくお願いします。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 総務課の 37 件の防災協定に関して町では災害発生時に備え毎年計画的に飲食物ですとか簡易トイレなどの必要物資の備蓄を行っているところですが、胆振東部地震のような大規模災害時には町が独自に備蓄または保有する飲食物や必要資機材の提供では限界がありまして、災害防災協定に基づきさまざまな企業が有している幅広い飲食物や必要資機材の提供をいただくことは町民にとって大きなメリットがありますことから、町が災害時の対応として弱点としている部分を中心に他自治体の協定状況などからも参考にしながら企業選定を行い協定締結を行っているものです。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 私の方からは包括連携協定と事業連携に関する協定の方法と基準についてお答えします。

安平町では包括連携協定の取り扱いについては平成 30 年 6 月の町政執行方

針の中の第2次安平町総合計画に基づく主要施策のうち重点的、横断的な取り組みに向けてという項目でお示ししていたところであり、同時期の役場の庁内会議の中では安平町が抱える地域課題の解決に向けて民間企業との包括連携協定についてという内容で考え方や取り扱いを整理しているところであり、事業連携協定についてもこの基本的な考え方に取り扱っているところです。その基本的な考え方の主な内容については、重点的かつ横断的に政策を進めるにあたり、新たな手法として民間企業等との包括的な連携協定による事業展開や民間企業との活用を図っていく必要があります。この根底にあるのは人口減少と少子高齢化の進行で、地域経済や産業の縮小、あらゆる分野で担い手、後継者が不足しており、解決しなければならない地域の課題が山積している状況です。また、その一方で現在の国の流れとして地域の稼ぐ力、官民連携という視点が求められる地方創生の観点から、これら地域課題の解決に向けては自治体と民間企業等が双方の強みや資源・資産を持ち寄ることが重要とされています。そうした中、公平性を保ちつつ民間企業等と連携した取り組みを進めていくことが地域課題の解決につながり、最終的には町民皆様が安全安心に暮らすことができる生活環境の創出になるとした考え方になっています。また、こうした考え方を実務的な観点から包括連携協定という仕組みと公正・公平を保つための競争入札やプロポーザル方式等の業務委託といった契約手続きの仕組みに分けて説明いたしますと、包括連携協定という仕組みが安平町のまちづくりに対し企業のノウハウを活かし、情熱を持って長期的に関わっていただける民間企業や大学、銀行等といった方々との信頼関係とその合意内容を確認、担保するため、書面を取り交わす法律行為という位置づけであり、公正公平に基づく競争入札やプロポーザル方式による業務委託等といった工事や業務等にかかる契約行為の仕組みとは別物であり、直結していない考え方、取扱いとしています。このことから包括連携協定を締結した民間事業者であっても安平町契約規則等に基づく競争入札等にかかる契約手続きが別に必要としているところです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） ありがとうございますと言いたところなのですが、私が聞きたいのはちょっとズレているのかなと思っています。法的にはそのような形なのでしょうけれども、選定する方法はもうちょっとシビアでないといけないと。たまたまこの間、前回ですか私9月定例会で一般質問の中でゼロカーボンの中で協定された方の選び方を一度質問させていただきましたけれども、あの時の話の中で言うと相手企業さんが来たので、そういうことで私らが望んでいたものと一致したから協定を結んだということになるので。選ぶというよりは来た者に食うと。極端な言い方かもしれませんが。どういう選び方

ってどこかたくさん一般競争入札とか指名競争入札であればしっかりと何社も集まった中でいろんなところを比べながら選定する。金額で選定するとか技術とかいろんなもので選定をする方法はあるけれども、この協定というのは非常に私たちにはわかりにくい。直接的にこの数字で表れるわけなし、町長が締結しましたよって、あびらチャンネルで結びましたよって言われるけど、じゃあ町民はこれにどんな反応するのかという非常にわかりにくいのです。これはいつも言われて、どういうために締結するのかっていうのは非常にそれぞれポジションとしては必要だからということになるのですが、町民としてはよくわからないと。どうしてこの会社と締結をしないとならないのって。これはね、だから説明してくれればいいのだけど、結びましたよってところに先に来るからその手前の中身が何もわからない。いつも感じているのです。たくさんこんなにやってくれてありがたい。悪いことをやっているわけではないので正直なところ手伝ってくれるというのですから非常にありがたいことなのです。ですけど選び方というのはここをこうやって選んだよっていう中身がわからないと結果論ばかり次から次に来ても正直言ってこんだけいっぱいあっても僕もこれ理解するのに何回見てもわからない会社とかつながりとか、締結した中身の詳細を見ても非常にわかりにくい。どこかで何か一覧表では本当にちゃんとどういうために必要かというものは表示する必要があると思うのです。決める方は行政側かもしれませんが、それを受け取る町民にとってはわかる手段がなくていきなり言われるのは非常にわかりにくいのが今回、僕が思っているテーマの一つです。ですから、やってはいけないよと言っているわけではなくて、国の方針として地方創生という大看板を掲げているんなことをやりますよとやっているわけですから。ただ、町民にとってはわかりにくいなど。こんな規模が何になるのだろうという非常にわかりにくい、表現しにくいとかしてほしいのだけでもしてもらえていないところがあるので、その辺について伺います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 多課にまたがるということで、答える担当課が無いようですので。80本協定を結んでいる、その多くは私が町長になってから、震災の関係で災害が多くなったのは説明しなくてもよろしいのではないかなど。ただ、そこは安平町単独だったり確か日産の電気自動車、ここが電源代わりに使っていただけるということ。これは厚真、むかわと3町で協定を結ばせていただいたり、そういった関係から文教大学と協定をさせていただいたケースもあります。ですから単独町、また、先ほどの介護人材確保の関係でいけば15の栗山含めてですがそういったところもある。また、総務課長の答弁にありましたとおり他の自治体の協定の締結の状況も参考にしながらというケースもあ

る。ケース的には様々なのですが事前にいろいろと周知をできるものもケース的には無いわけではないのですが、ご承知のとおり大体報道各社に状況を記者クラブの方に投げて、そして場合によってはテレビ局も含めてこの時間帯でプレス発表ということでドンと、そういった取り組みについて新聞だったり場合によってはテレビ局が取材をして報じていただく。そういったやり方も多いものですから、事前にこういった経過からこういったところでいうところができなかったというところもあえてご理解いただけたらと思います。協定を結んだからにはそこを通常、他の自治体でいけば広報紙が主、ホームページが主かもしれませんが、うちは例えばあびらチャンネルで全部ではないですが取材をしていただいてその協定の趣旨・内容も映像で伝えたり、更にはその協定に基づく事業を個別にまた取材していただいたりというのが最近やらせていただいていますけれども、様々な協定が幅広に各種分野に、また、その3つの分野に分けて先ほど答弁させていただきましたけれども、それぞれ目的があったり、ある程度ベーシックな多く10社も20か所の自治体が広く協定を結んでいて、その協定自体にどれほどの効果があるのかというふうに思われるものもあるかもしれませんが、町にとってはそういったものが後々効いてきたり、その業者と連携するところとの幅広な協定も結んだ事例も安平町の中でもう既にありますが、震災を契機に多くの方に安平町に関わっていただいたり、民間の方に関わっていただいたり、そのご縁で更にネットワークが広がってきているからこそ今の安平町のこの移住定住にも大きく関わって、繋がってきているのではないかなという認識ですので、先の答弁は個別の担当課から全部説明しましたが、全体的にまとめますとそういった答弁で若干不足だった部分は今みたいな選定基準があるか無いかというところは無いです。調べますと選定マニュアルを作っているところがあるのですが、ただ、それとて作ろうと思ったらすぐ今日、明日にでもできるような内容でそういったものに基づいて我々も協定をそれぞれ会社と擦り合わせながらやっていっていますから、その基準から外れるということは無いです。マニュアルを作っている自治体もありますので、それが必要だということであれば作成も検討していかねばならないかなと思います。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 全体的に網羅すれって答弁を要求しても非常にこれ難しいというのは、自分もこれ出した瞬間にこれ分けちゃった方が良かったかなと一瞬半分思ったのですが、でも関連あるものも結構これ協定の中では見えるところがあるものから。これはどうしてもこの機会に一つ区切りという大きな枠でしたが、お伺いしているわけですが、正直言って、わからない会社が非常に多くてね。当然皆さんそれは調べた上での締結をしているということなの

でしょうけども、逆に言うと、この括りを作ることで他の人が参入できない、というか町長今も言っていた日産自動車の電気の関係で言えば、よその会社はどうなんだろうとかあるわけですよ、よそも作っていないわけではないので。だから、もしあるならそれとも協定結びますよといった話もあるのかどうか。これはわからないので。それは、もうちょっと待ってください。答えていただきますので。他にも災害協定でも終わってもいいかなという協定が若干あるのではないかなと、見直しをしているのかもわからないのですが、災害の場合だったらドリンク、飲料水といったところで定期的に変えないといけませんよと協定を結んだりしている会社もありますし、そういったところの洗い出しというか確認チェックされているのかなというか。僕も期限を見ていくと期限無しとか何も期限が書いていないとかって書類を見させていただくと、これはいつまでやるのか随時更新していく、相手側と打ち合わせして更新しないとならないとかいろいろ書いてあるのですが、この括りのわからなさがあるかなと思っています。だから選定する方法は本当にシビアにやっていただきたい。だってこの企業がこことこの町と締結してくれれば、いずれどこかで自分たちの事業として営業として利益をもたらす可能性が十分あるということです。それで可能性があるということですからね。決定して言っているわけではないですが、結果的に結びついている企業も当然ありますからこれは。ですから企業としてはメリットが大きいのは間違いないと思うのです。だから各地域、全国どこからでも選んできて参入をさせてください、協定を結ばせてくださいと言われていたのではないかなと思うのですけどいかがですか。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 今、高山議員のおっしゃりたいことは、もっと選定の段階で透明性が必要ではないかということなのだろうと認識しているのですが、防災協定の場合はなかなか難しいところもあって、安平町として弱点としている、特に飲食物ですよ。そういったものはコカ・コーラが協定に来ただけけれどもペプシの方がいいのではないかと、そういうのはなかなか難しく、先方が持っている資源というかソースを我々としては欲しているので、高山議員がおっしゃるとおり向こうから来てくれたものに対して町としては弱点だからまずはそこと結びたいというような安易と言いますか、こちらも求めているので、そういう選定基準というのがなかなか見えづらいところはあります。協定の内容の、我々としては終わっているものはないと認識しているのですが、ただ、直近で言うと早来の旧庁舎にコカ・コーラの自動販売機がありまして、こちらは防災協定に基づいてコカ・コーラさんが災害の時には鍵を渡すので無償で飲んでいいですよとなっているのですが、もう1点あって、地域情報ニュースを字幕で流しているのですが、実はあれは携帯電話の電波を使って流

しているのですけれども、それが携帯電話キャリアの方の事情で使えなくなつたので、ここの部分はこのたび取りましようとか、そういったものは企業の方からですとか協定の内容の見直しというのは来る場合もありますし、会社の名前が変わりましたとか業態が変われば防災協定の内容も変わるという認識です。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足します。先ほど言いましたとおり飲食物の部分ですが胆振東部地震の時の例を言いますと、プッシュ型で野菜、肉、これらをもってありました。余った部分はどうしたかという追分、早来の公民館でそれぞれ必要とする方々に配布をしています。その時には、みなし仮設公営住宅に入っている方々約 70 件に対して生活用品物資という形でまとめてそれぞれ送っています。今現在、出ているアルファ米等の部分、ずっと置いておいても賞味期限がありますので、そういう部分については各自治会町内会で防災訓練をする時に、言ってくだされば配布をしている現状ですので、ずっと古いものがそこにあるということはありませんので一応補足しておきます。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 防災関係以外ですが、防災も含めてで全体的に言いますと、例えば契約締結をした先ほどの電気自動車のケースですが、当然他のところからもそういった場合、震災の時には例えばブラックアウトの時にうちとしては日産さんも確か、例えば出せる台数も限られていて 7 台、8 台ということ。それだけでは全然十分ではない。今は電気自動車もこれから増やしていきますから町の中でも対応できるようになってくれば逆にその協定はもう要りませんよということにもなりますし、今時点でもあれば他社から来た場合、結んでおくのは必要ではないかなと思っていますので、そこはその期限があるもの無いもの、無いからといって無期限にずっとそのまま協定を結び続けるのではなくて、目的が達成されたりそういった目的が無くなった場合、そこは解消することも出てくるのではないかなと思っています。また、1 回目の答弁の中にも入っていましたが、協定を結んだところが優先的に何か手続きもなく契約ができるといった建付けにはなっていないということにして、当然プロポーザルによって評価をいただいて協定を結んでいるところも落ちる場合もあれば、逆に仕事をした結果後々に協定を結ぶことも出てこうよいかと思います、協定結んでいることが逆に不利に働くということもそれは違うと思いますが、ですから 1 個 1 個の案件の中で期限だったり契約の内容を作りながらやって

きたということです。先ほどちらっと申し上げましたが、これから例えば今みたいなわかりにくいという話を言われたのは、そこがポイントなのかなと思いますので、例えば健康増進に関することだったり、高齢者、福祉、しょうがい、子ども・子育て支援、学校教育、文化、スポーツ、危機管理、安全衛生、地域経済、環境、その他みたいな、そういった連携事業の例示をして、そのどの項目に当てはまるのか。場合によっては複数項目あてはまらなければ駄目だとか、更にその事業者として破産、禁固以上の刑に処されている方がその代表だったり役員にいないかだとか。別な事業者に対する様々な観点からのチェックも先進的にそういったマニュアルを作っている自治体の中ではそういった項目も含めて締結のフローチャートみたいな流れみたいなものも内容によってパターン化しているところもありますので、先ほどの答弁と重なりますが、そういったものを整理することによって今後の締結に向けて更にわかりやすい、また何かあった時にこの5年後、10年後といった時には体系的にわかりやすく更に先ほど説明した説明よりもよりわかりやすく分類化もできるのではないかと考えています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 説明をいただいて、ただ、前回の決算審査委員会の時にもこの質問をされた方がいらっしやいまして、包括連携ってどんなものかなという話の中では強力的な武器であるという表現、私としては強い言い方かもしれませんが、そんな印象が受けましてね。プロポーザルでやっていますよと。そうではない人も掛からなかった人もいますよと言われるのだけでも、でも、これはハッキリ言って企業にとっては強みですよ。強みを売りに来て使ってくれと言っているわけですから。こっちはそのところを補ってくれると思って協定を結ぶわけですから。当然WIN-WINの関係でないと正直言って成り立たないわけですから、そうでないと締結する必要なんて理由も何もないですから。ですから現実的に言うとプロポーザルでどれぐらい応募が来るのか、どれぐらいの査定をするのか、これ全くわからない。プロポーザルでやりましたって言われているのですが、プロポーザルどんな感じになっているのかなってというのが見えてこないのですよ。指名競争入札だったらしっかり数字が出てきて企業もちゃんとわかるのですけどライバルも。でも包括連携は全くわからないでプロポーザルでやりましたって言われても正直なところその中の深みが全く読めてこない現実はあるのではないかなと感じて今質問するのですが。

だから3番目に行って、締結した成果の検証をどれぐらいしているかというのは大事なことなのですが、いかがですか。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 総務課が所管する防災協定の部分になりますが、北海道胆振東部地震では数多くの企業、団体から様々な物資の支援に留まらず、ボランティアをはじめとする人的な支援が全国から寄せられ、結果として被災時の住民対応、復旧復興に大きく寄与したところです。こうした過去の教訓を踏まえて改めて防災協定が大規模災害において極めて高い効果を発揮するものと認識をしておいて、町では平成29年度まで19件の防災協定を締結していたところですが、これを現在37件まで増やしながら弱点を補っていると。これが我々としての、防災側としては成果の検証になっているかなと思っています。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 私の方からは事業連携協定、包括連携協定についてお答えします。基本的な考え方の部分になってしまうのですが、これら各種協定に関する成果の検証という点では、先ほど説明したとおり包括連携協定というのは双方書面により合意した内容が履行されているかどうか。そのことを協定書の条文に基づき双方協議を行い、協定期間の自動更新や解約の手続きなど行われるといったところが仕組みとしての手続きになってきます。また、この仕組みとは別に、これら協定締結者が結果的にプロポーザル方式等で業務委託を受託している場合などは、その他の事業者と同様に安平町契約規則等に基づいた完了検査が行われるものであり、協定締結者に関わらず全ての安平町総合計画実施計画の記載事業等と同様に総合計画に基づく進行管理が行われているという考え方になります。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） そう言われても四角四面の話で、現実的な話にはなかなか辿り着かないなという感じはしています。防災協定についてはそのような評価はよくわかります。包括連携協定とか業務連携協定になりますと、これは本当に事業やっている部分もありますからね。評価というのはある程度この企業とやって良かったねとか、ここはない方が良かったかもしれないとか一応あるのだらうと思うのですよ。ただ紙面上、契約上これとこれはちゃんとやりまして確認しましたからOKですよと言えばそれで終わりですではなくて、やった成果として行政側としてどういう感じがあるかということちょっと聞いてみたい。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 非常に難しい、これも答える担当が無いのかなと思いましたが。今これまで結んできた協定は高山議員がおっしゃるとおり防災関係は大体わかりますということだと思っております。包括連携の中で、安平町が例えば従来方式で担当課がきちんと事業を組み立てて企画立案し、場合によってはそれを自前でやるのが昔でしたが、最近では外部委託したりしてきました。それを今は民間と力を合わせながら、包括協定を結びながらお金をかけないでやっているものがたくさんあります。企業としては社会貢献というか地域貢献というか、そういった会社としての責務だったり、そういったことを売りにしながら仕事を受注していく。それは安平ということではなく他に含めてですね。ですから様々な目的とそれが我々が願う望むものとそこが一致するからこそ、そして我々がそういったところに期待するのはノウハウが無い、なかなかそういった研究をするような人材もいないといったところを補完するのが近年多くなってきて、そこも結果に今つながってきたり、副町長の説明の中に環境省の補助金とか北海道の補助金。これはなかなか普通の補助金で予算総枠が国や北海道にある時、ほぼ手を挙げれば当たるよという補助金申請というのは昔多かったので、今はそうではなく、総枠があって全国で例えば100か所とか50か所とか予算が無くなったら終わりとか、競争ですね。そういった中で今年駄目だったら更にハードルが上がっていくような新しい取り組みも、デジタル関係も、再生エネルギーもそうですが、全国で一斉に取り組みが始まっているところも多くありますので、そういったところで協定を結びながら今スタートしたばかりですから、検証のやり方は先ほど答弁したとおりですが、今後場合によってはうまくいかなかったというケースも場合によっては出てくる。そこは協定解除の手続きに入っていくかざるを得ないかもしれませんし、協定を結んでおきながらも違う他社と協定を結んで、それはプロポーザルであったり場合によっては入札、そこで競争していただければいいということですから、ことさら協定に縛られ過ぎないように今後は、今そこまで複数様々同じ目的で結んでいるというのは少ないかもしれません防災を除いて。そういったことも今後は出てくるのかなと思いますので、先ほどの答弁繰り返しになりますがマニュアルだけでなくガイドラインを作っている市もありますので、これは道外ですが、そういったところも含めて、あまり今までそこを研究したことなかったのですが、そういった研究も行っていった方が後々今みたいな、まあまあ上手くいっている時ならいいのですが、上手くいかなかった時の対応も含めて何かガイドラインを講じる必要があるのではないかと考えています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 町長が言ったとおりで、昔でしたら町が持っているエネルギーがよそに出せるだけのパワーがあったのですが、今はうちに抱えているもののやることが多すぎるのか、増やし過ぎているのか、これはわからないですけど、今の職員の方々に持っているノウハウでは非常に足りないと。当然知恵を借り、力を借りてというやり方を国もそれを進めているという形になっているのだと思うのです。町長がおっしゃったとおり成功する例もあるし、これから先は本当に失敗する確率もあるし、町長が言うように今はもう先に取ったものが勝ちだというような町長の表現でおっしゃられた、確かに今レースなのかもしれないです逆に言えばね。でも国の方針としてはいずれこの方向でどの町村もやりますよという国が言っているわけですから、焦った方がいいのかゆっくりやった方がいいのか、これは考え方だと思うのです。先にやれば良かったのかもしれない、でも逆に言うと欠点を補う次の策が出てくるかもしれないというのが当然あるから、やたら早い方がいいという話だけでも僕はないと思っているのです。自分の財政にあった分量の中でどういうものを持ってくるかは、これはお金の計算しながらお金貰うというやり口をやっていかないと行政やっていかれないのが事実ですから、何でもかんでも取りましようという話ではないのでね。これは急ぐかゆっくりやるかというのは町長の考え方で動くのだと思うんですけど、計画も立てられているわけですから、ただ、これはやり方として非常にいいシステムなのだけどデメリットも現実あるわけですよ。失敗していないからまだ大丈夫なのですが、職員の方がついていかれないとこれ全国的によく言われている話ですよ。何かをやろうとした時にわかっている人がいないから全部丸投げだと、やりたい方向性のことをジャンジャン教えてくれるからそこに頼もうとなって、勉強していなかったら内輪の中身がさっぱりわからないけど進めないとならないという話はよく聞く話なのです全国的に見て。うちもそれにならなければいいなと思っているわけですから。要は物を仕入れる、物をやろうとしている部分に対しては、職員はある程度のスタッフを持ってしっかり固めていきながら事業を進めていかないと、持ってきたからやれという話の次元ではもうないのでね。難しいかもしれないけど職員にはそういったところをしっかりと勉強していただいて、双方が意見ができるようなディスカッションできるならいいのだけど、一方的に言われてああそうですかそうですかって事業をやられても非常に得することはあるかもしれないけどわからないで進むというのは非常に困るので、そういったことのお考えをお聞きします。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） まさしく新しい分野については競争もありますし、ただ、言われるとおりにやるが故にそのやり方を後者で広域的に取り組んでいるようなものが安平町の方式を採用して、そして安平町にとってはその意味でも恩恵が得られないところも課題としては受け止めています。ただし、我々は損はしていないですね。他の町が恩恵を受けているというのは一部あるかと思えます。ただ、急ぐ案件というのは、私の立場からいけばこれは制度的なもの、また総合計画で約束していること。私自身の町長としての任期の中で公約として掲げているものの達成については4年間の目標をある程度持ちながらやらざるを得ないところも、ここは背景にあるかなと思います。うちの政策推進課においても今教育委員会においても様々な課において民間とやりとりを擦り合わせ、最初の入り口の段階で私だったり副町長だったり教育長が入って安平町の考え方、今までの取り組みをディスカッションして、こういったものの課題も解決してほしいと言いながら、その後事務レベルでの擦り合わせは当然構築して行って、毎回僕が入るわけではないですけど、やはり中間報告もいただきながら場合によっては協議会も立ち上げてその中で自分がトップになって動かしていくものもありますので、その内容とスピード感、また国を相手にするもの、また全国的なものも稀な取り組み、様々なことがありますけども、そういったことについては職員が丸投げしているということは安平町の段階それが無いから逆にいけばうまくいくのではないかなと。それが例え丸投げした時点で一瞬成功するかもしれませんが職員がそういったやり方、情報、ノウハウが蓄積できませんから、役場としてはなかなか難しくなってくるだろうなと思いますから、そういった課題も踏まえながら連携協定をたくさん結んでいるのですが発動していない災害協定は何かのためにでありますから、そういったところで件数の多さにはなっていますが、内容的には適切な協定がほとんどではないかと考えています、思っています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 協定の数でどうのこうの言うつもりは毛頭ないのです。ただ事業をやる上では町長全国的にいろいろ駆けずり回っているようなネタという材料を仕入れていらっしゃるのだからわかるのだと思うのです。でも逆に言うと町長が動く分、担当課の動きが逆にもらって来られない、動かさないという。昔でしたら職員をよくいろんなところに行かせて研修させるとかやっていましたが、現実的には今そんな話をよく聞かないのでね。時代が時代だからこれを見ればわかるよとか見てくればわかるよっていうのですが、肌感覚が事業をやる上では必要になってきますので、正直なところ職員はいろんなところに研修や現地視察、いろんなところを見てくるというのは非常に大事なことで費用もかかるのですけども現実何かをやろうとする時にはこういった職員

を動かす意味では町長はわかっているけど職員がわからないでは困るので、やると決めたら職員もいろんなところに見てこいというような流れはできないのでしょうかね。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） それがまさしく近年、予算も補正とかもさせていただいていますが環境分野だったり課題も抱えていますから。更にゼロカーボンの先進的な視察もいただいていますし。また、教育関係についても先進地で視察にも来ていただいています但我々も勉強しに行かせていただいています。まちづくり協議会の方でも先般視察に行ってきたり、先ほど質問で出たオーガニックの方でも緑の食糧システム戦略の交付金をいただいて視察にも行かせていただきましたので、私も行くのですが逆に私は町要望とかそういったところには行きますが、そのネットワークの中で情報は仕入れますが、現地視察というのは職員が皆さん行っていただきながら今やっていますので、今ご意見いただいたものを踏まえて更にそういったところを手厚くしていかなければならないのだろうなと思っています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） それは皆そう思ってやっていただければ、費用がかかってこれも勉強ですからね、行政側としては得をした感を持ってくれないといけないのだろうなと思っています。そうでないとやっていかれませんので。

次、時間が時間ですので（4）協定内容の成果について、どのように町民に説明しているかを伺います。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 総務課が所管する防災協定、災害協定の関係ですが、発災時や復旧復興期の備えを目的としている協定締結ですが、これと合わせて町民に対してこれら防災の協定を締結していることを町民の皆様に、啓発にもつながるというものですので、防災協定を締結する都度、町のホームページ、町の広報、放送枠が確保できればあびらチャンネルでも放映するなど住民周知に力を入れているところで、また、町のホームページの防災ページにはこれまで締結した防災協定の一覧、そしてクリックすれば防災の協定の内容も見られるように対応しているところです。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 私の方からは事業連携協定、包括連携協定についてお答えします。各種連携協定の締結は法律行為に基づく書面による合意内容の確認ということになりますので双方で合意した事実や内容がその成果にあたることから、その状況、内容を町広報や町ホームページ、あびらチャンネル等を通じて情報発信に努めているところです。更に株式会社ダイナックス様については協定締結を記念した醸造用ぶどうの苗木の植樹祭を本年6月15日に開催し、町民の約60人の参加をいただくなど町民が楽しめる工夫を織り交ぜながら情報発信を行っていただいているところです。また、これら協定を締結したものが結果的にプロポーザル方式等で業務委託を受託している場合などは、その他の事業者と同様に安平町契約規則等に基づいた完了検査等が行われるものであり、協定締結者に関わらず全ての安平町総合計画実施計画の記載事業等と同様に総合計画に基づく進行管理が行われ、町民への情報提供が行われている状況となっています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） なるほど、ということですかね。町民参加ができるような企画のものであればね、これは非常にわかりやすいのが現実だと思います。他にも事業やっていますから、業者さんもいろんなことで1社随意契約をしているような会社もありますし、当然これは町民が常に見られる状態、情報を仕入れる媒体の部分とかいろいろありますからね。こういったところの評価は町民から聞いて、これからの連携協定の在り方一つ一つ見てほしいなど。僕らも見ていかないとならないのですが、何のためにどうして協定を結ばないとしないのかという根本的な部分、なんで必要なのというところに行き着くわけですよ。だからそれはどうして今必要なのかといったところは本当に教えていただかないと、ちょっとここに距離感があるのかなって、自分個人としてはね。個人としては距離感があって協定を結んだのだけど何するのかなという、中身を若干見たりしてもそんなに詳しく書いていないしわからない部分なので、こういったところは普通に見られるというかわかりやすい、パソコンで見られる人、テレビで見られる人いろんな方法はあるかもしれないですが、わかりやすい方法は町民に伝達する。僕らも義務ですから聞かれたら答えることをやらなければいけないのです。だから自分もわからないとわかりませんと言うと、あなた何やっているのと言われてしまいますのでね。できるだけ両方で発信していかないと町民に伝わりにくいと、何をやろうとしているのか何のために必要

なのかはこれからいつでもそういうことを聞かれる時代ですし、言われたら答えないといけないところですので、ぜひともそういったところの配慮はこれから一つ続けていってほしいと思いますので、私の方はこれで終わります。

○議長（多田政拓君） 答弁はよろしいですね。

○10番（高山正人君） はい。

○議長（多田政拓君） 以上で10番高山正人議員の一般質問を終わります。
次に1番工藤秀一議員の一般質問を許します。

【通告No.5 1番 工藤 秀一】

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 1番工藤です。本日は4件について質問させていただきます。はじめに水害対策について伺います。今年8月27日と31日に2回集中豪雨に見舞われた際に早来の市街地とか瑞穂や緑丘地区等で川の決壊等の被害に遭ったところもあるようです。その対応と今後の対策について伺いたいと思いますが、被災状況とその対応及び今後について教えてください。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 8月27日及び31日の大雨による被害のうち河川については9河川12か所で被害総額約490万円。瑞穂・緑丘・守田地区に集中していました。今回行った復旧は農作業に影響を与えないよう短期間のうちに復旧する必要があるため耐候性大型土嚢を多用しており、今後復旧箇所が被災しないようにかご系護岸等の工法を用いて入れ替えていきたいと考えているところです。ちなみに、先ほど決壊という言葉があったのですが、今回の大雨では決壊はなかったということをご理解いただきたいと思います。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 一部決壊は私見た場所の川で、瑞穂の川でしたが、周りの木が倒れこんだりしてその部分の水が溢れて出ていて、町道にかかるところまで壊れていたなと思います。その部分もあったのでこういう言葉になりましたが、いずれにしても、かなり集中豪雨が酷いなと思ったところでした。また、

町の中を見てもトキサラマップ川ですか。薬局の横の方から見に行ったら結構人が来ていて、一緒に見ながらこの川の流れすごいなと思ったほどでした。普段大人しい川だなと思っていましたが集中豪雨があると結構怖いぐらいの勢いになっていたのが非常に懸念しているところです。気候変動などの影響によって豪雨災害が年々激甚化しているなど、頻発しているなどと思います。今回も8月27日と31日ということで、非常に近い日にちであったので本当に懸念されると思います。

地震後の水害など今後複合災害とか起きる可能性も非常に高まってきている中で、どう備えるかが重要であると思います。国土強靱化政策でいろんな多くの予算も見込まれていると思いますので、今後も国からの交付税とか確保が重要だなどと思います。特に大きな川は北海道の管轄になるかもしれないのでいろいろ要望が上がっていると思いますが、町内小さな川は安平町の普通河川などは安平町管轄だと思っていますので、こういったところの強靱化のためにも今後いろいろ確認していただきたいと思います。そういう中で今回総務省の緊急浚渫推進事業というのは対象にならなかったのか伺います。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 先ほど言葉足らずですみません。決壊というのは堤防があった場合、壊れて流れるのが決壊という意味なのでごめんなさい。

2つ目のご質問ですが、総務省が令和2年度に創設した事業債ですが、昨今の相次ぐ河川氾濫などを踏まえ、地方公共団体が緊急かつ集中的に浚渫事業に取り組み危険箇所を解消するための地方債ですが、事業期間が令和2年度から令和6年度までとなっています。规则的には市町村が管理する準用河川及び普通河川も適用になります。10月25日に開催された第8回臨時会において普通河川遠浅川及び普通河川富門華川の浚渫工事である第一幹線排水路他、浚渫工事の補正予算をご承認いただきましたが、内容的に起債の要件と合致する可能性があり、年度途中ですが借入れが可能であれば申請したいと考えているところなのですが、審査する側の考えもあるため、借りられない場合もあることだけご承知おき願いたいと思います。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 大雨降って洪水になったりすると、床上浸水とかすると大きな費用がかかると思うのですよね。それに比べて事前にこういったお金を使っているような対策を立てることは非常に大事だと思っていて、お金かかるのは工事費多くかかるとは思いますが非常に大事なことだと思っていますので、安平町内

の川は結構 30 年 40 年浚渫していないところが多くあって、川で言うと断面積を取ると多分相当土砂とか草とかいっぱい生えていて断面積でいうと何分の一かになっているので、ちょっとの大雨でも溢れてしまうような状況なのかなと思います。この間の川いっぱいになった時に 8 月 27 日 31 日も 100 mm 前後ですよね、100 mm 超えていないと思うのですが。九州とか北海道でも最近大雨が降りますけど 200 mm、300 mm とか言うほとんど溢れているなと思いますので、そういった対策を考えていくと川の浚渫工事というのは非常に大事だと思いますので、安心できるような工事をしていただきたいと思います。その浚渫も大事だと思いますが、浚渫のあまりできないような町場の川もありますし、水害対策、それ以外の対策って何かあれば教えてください。

[塩谷建設課長挙手]

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 一般的に水害対策を行う場合は河川改修が有効になります。河川改修事業は洪水を安全に流下させるための治水対策として堤防の築造や嵩上げ、河川の拡幅、河道の掘削、流水の阻害となる橋や堰などの改築工事を行ったり大雨時に本線の水を一時的に溜め込む調整池の整備を行います。河川改修事業は部分的に改修しても効果がないことから、現在北海道が進めている 2 級河川安平川の改修工事を待って直結する支流から順番に整備する必要があると認識しています。

[工藤議員挙手]

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1 番（工藤秀一君） 川は下の方から工事というのはよく聞きます。下からやっ
ていかないと上の方でいくら改修してもつながっていかないので、それはわかる
のですが。この間の雨を見ていると安平川の本流はまだ余裕があっても普通
河川は結構いっぱいになっているので。やっぱり普通河川は普通河川である程
度やっておかないといけないなというのは今回の豪雨での感想です。それで先
日テレビのニュース見ていると東京の荒川が通水 100 年を迎えて記念のイベント
が行われていたのです。これ 1910 年に大洪水がきっかけで作られた人工の川
なのです。荒川って、僕は知らなかったのですが、もともとある川だと思って
いましたけど、そういった川だそうです。氾濫がきっかけで作られたと。昨年
9 月定例会で質問させていただいたのですが、昭和 56 年に大雨で早来市街が
洪水に見舞われた後、災害対策の計画というのはあまり進展しなくて、大きな
計画があったと思うのですが。当時と同じような大雨が降れば同じように洪
水に見舞われるのではないかってことだったと思いますけど。その対策として
はさっき言ったように安平川の下流から対策しなければ意味がないというこ

とで、この辺も停滞しているのかなという感じなのですが。やっぱりこの辺の川も溢れてしまうので早急にその浚渫工事が必要だと思うのですが。荒川のように例えば市街地を走っているトキサラマップ川ですか、これは川幅とか状況からして広げるとか深くするとかできないような感じだということを知っているから、僕はそういった別な川を作っていったりすることも考えていかなければならないのかなということを知っています。別なところに作ると大きな工事になるかもしれないけれども、洪水にならないようなトキサラマップ川の支流みたいなものを作るといったことも考えていたらどうかと思いますが、その辺いかがですか。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 河川のバイパスは、なかなかこの市街地の中では難しいかなと思っているのですが。私このトキサラマップというのは昔から河川が狭くて住宅街をうねって今バイパスになっていますけど国道をくぐってJRくぐって河川に行くという川で。なかなかここは雨が降るために周辺の住民の方からすごい心配されて、これ溢れるんじゃないのっていうことでいろんなお話を聞いているわけですが。これ、なかなか先ほど言ったようにバイパスが難しくてやりようがないのかなと思っているところです。実際その河川の流域を考えるとあの川幅では持たない部分もあるのですが、ただ国道バイパスやる時に国道の下の部分は開発さんの方でボックスカルバートを入れたのですが、流域分を考えると広めなボックスカルバートは入れていただいているんですね。なので下流の方の整備をすれば何とかなるのかなという部分もあります。ただ、ネックになるのが、ネックと言ったら怒られてしまうのですが、JRの下をどうやるか、駅の構内なのでなかなか難しい部分もあるのですが、要は駅の構内と言ったら本当に駅周辺ですね、ここまでの間の工事は簡単にはできませんよと一応ルールがあるのですが、そこを下をくぐすということでもかなりの大工事になると。過去に自分下水道やっている頃に国道バイパスの捌け口を作るのにJRさんの駅構内の下、推進工事をやったことがあるのですが結構な大工事だったのですよね。普通の丸い管が入らなくてボックスカルバートのボックス推進という特殊工法を使ってそこを抜いたのですが、そういう大きな工事やる必要があるかなと。なのでその下をくぐすだけでも数億円かかるようなイメージかなと思うのですが。そこを何とかクリアできれば、もうちょっとトキサラマップ川については安全に流下できるのかなと思っています。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） トキサラマップ川だけでなく町の中走っている川もう1つあったり、農家の方もそうですけど、溢れないようにいろいろ検討していただいて改善策を見出していただければと思います。各地の災害の報道を見ると、地震も酷いけど水害は嫌だなと思うことがあります。何とか未然に防ぎたいと思いますのでご検討のほどよろしくお願ひしたいと思います。1つ目の質問はこれで終わります。

次に若者世代の応援対策についてですが。結婚や妊娠出産への支援について考えを伺いたいと思います。はじめに安平町の出生数を令和後の年度別に人数を伺えればと思います。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） 令和元年度末の出生数は早来地区で男16人、女17人、計33人。追分地区で男5人、女8人、計13人で、合計男21人、女25人、計46人。

令和2年度末は早来地区で男17人、女8人、計25人。追分地区で男6人、女10人、計16人で、合計男23人、女18人、計41人。

令和3年度末は早来地区で男12人、女15人、計27人。追分地区で男6人、女5人。計11人で、合計男18人、女20人、計38人。

令和4年度末は早来地区で男7人、女9人、計16人。追分地区で男4人、女4人、計8人で、合計男11人、女13人、計24人。

令和5年度末は早来地区で男8人、女7人、計15人。追分地区で男4人、女6人、計10人で、合計男12人、女13人、計25人。

令和6年11月末現在は、早来地区で男2人、女9人、計11人。追分地区で男4人、女4人、計8人で、合計男6人、女13人。計19人となっています。

以上となりますが、出生数については各年度で届出がありました累計となります。従いまして届出後に転出等による減がありますが、その人数は含まれていないことをご承知おきください。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 町内の出生数が20人前後まで落ちてきていることに本当に少ないことに驚きでいっぱいです。改めて少子化対策というのは行政の最重要課題なのかなと思いました。それでいろいろ対策必要だと思いますが、次の質問として若者世代に安平町は住みよい町で、そして選ばれる町へ若者を応援していくと、町として移住定住につながる支援を考えていただきたいと思いますがいかがですか。あ、すみません。それで新婚世帯を対象に安平町での住

宅取得費が町内の引っ越し費用を補助する結婚新生活の支援事業について、町外から町内に引っ越してくる場合を考えてその考えについて伺いたいと思います。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 現在、安平町では新婚世帯を含む子育て世帯を主なターゲットにおいた各種支援メニューを用意しているところです。具体的には町内で住宅を建設した方を対象に最大で 20 万円分のあびらポイントを交付する住宅建設奨励助成金。この住宅建設奨励助成金の対象となった方が転入してきた場合には更に最大で 20 万円分のあびらポイントを加算する転入奨励助成金。この転入奨励助成金の対象となった世帯に満 15 歳以下の子どもがいる方には更に 10 万円分のあびらポイントを加算する子育て助成金が用意され、最大で 50 万円の助成金を受け取ることができるメニューの他に、結婚した方を対象に 4 万円分のあびらポイントと 1 万円相当の町内温浴入浴券がセットとなっている結婚祝い金を交付するメニューがあり、これら各種助成金や祝い金が新婚世帯を含む子育て世帯の新生活を後押しし、定住促進に効果を発揮しているものと認識しているところです。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1 番（工藤秀一君） この内容は、周知するためにどのような活動をしていますでしょうか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 情報発信については、一般的なところではホームページ等でまず掲載しています。また、転入・定住促進という形で転入促進も図っている観点もありまして分譲地、若草団地、ラ・ラ・タウンの分譲地のチラシにもこうした加算金のことを明示して PR をしている状況となっています。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1 番（工藤秀一君） 様々ご検討いただいて、いろいろ政策を立てているのはわ

かります。それがより子育てにつながっていければいいなと思います。

3つ目ですが。女性やカップルが将来妊娠出産を考えて心身の健康と向き合うプレコンセプションケアについて考えを伺います。

〔小板橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） プレコンセプションケアについてですが、将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うことと定義されています。早い段階から正しい知識を得て健康的な生活を送ることで将来の健やかな妊娠や出産につながり、未来の子どもの健康の可能性を広げるという観点から心と体が健康であることが重要と考えます。具体的には適度な運動、適正体重の維持、バランスの良い3食の食事、睡眠時間の確保、過度な飲酒や喫煙を控える、ストレスを溜めないといったことが考えられます。心と体のバランスを健康的に保つ意味でも町が実施している各種健診や各種ワクチン接種もしっかり受けていただき、しっかりと健康管理していただくことも重要と考えています。また、出産に不安を抱える方、個別相談を希望される方が気軽に相談できる体制を図りながらしっかりと寄り添い、一つずつ解消していくことが重要であると考えています。共働き家庭が多くなってきている現代の中、男女問わず若い世代の方たちが正しい知識を身につけ将来を見据えた健康管理を行うことで将来産まれてくる子どもも健康である確率が高まるものと考えています。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） このプレコンセプションケアというのは目的3つあるようで、1つは若い世代の健康を増進し、より質の高い生活を実現してもらうこと。2つ目には若い世代の男女が将来より健康になること。3つ目がより健全な妊娠出産のチャンスを増やし、次世代の子どもたちをより健康にすることとあります。若いうちに生活習慣を見直して将来家族皆の健康と幸せにつながるように応援していけるように取り組んでいければと思いますけど、若い時って僕もそうでしたけど結構暴飲暴食とか不健康なことを多くやってきたなと思います。そういったことについて健康じゃない方が多いようなので、そういった取り組みが今多くなってきていて。東京都は既に若い人の健康診断に助成金を出していて女性には3万円、男性には2万円の健康診断の助成金が出ていると。そういった取り組みをしているということで、こういった活動が健康を推進するという意味で今若い人も少ない時代なのでこういった取り組みをしていると思いますけども、若い人もこの活動に推進していけるように何か周知する方

法が必要だなど思っただけの質問だったのでですけど。今後この安平町でもこういった活動について考えがあれば伺いたいと思います。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 安平町の現在取り組んでいる内容としては、先ほど議員もおっしゃれましたが健康診断とも言われていましたが、安平町では各種がん検診の部分では40歳以上が国を対象としています。安平町の場合ですと検診時年齢30歳以上の方を対象としていたり、子宮がん検診については国の方では20歳以上の女性を対象に2年に1回としているところを安平町では20歳以上の希望者に対して毎年実施しているといったこと、あと乳がん検診についても国の方では40歳以上2年に1回としているのを安平町では30歳以上とか拡大した中で取り組んでいるものもあります。その他にもピロリ菌検査とか基本健診もそうですが、大人の風疹予防接種といったものも拡大しながら取り組んでいる部分もあります。その中で検診のご案内も個人宛てに差し上げていますので、今ご質問いただいている部分も含めてもう少し幅広くとか広く知れ渡るような、そういったことも考えていながら周知活動を進めてまいりたいと考えています。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 高齢者は健康診断無料化とか様々幅広くやっているとありますが、若い方の健康診断に関するところは今まで割と手薄だったかなと感じもしますので、安平町30歳以上とかやっていますが、もうちょっと若い世代も光を当てるような感じにしていかなければならないのかなと思っています。

4つ目の質問になりますが、こども家庭庁が発表した調査で直近のこの5年間で結婚した既婚者の4人に1人がマッチングアプリで出会ったことがわかりました。自治体などによる公的な婚活支援とか、そういった広がりを見守る声を聞いています。出会いの場を提供するマッチングサービス等を安平町として支援することについて考えを伺います。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 現在、安平町で行われている公的な婚活支援の取り組みとしては農業の後継者対策という位置づけで安平町農業後継者対策協

議会において札幌や苫小牧近郊の農業青年との交流に興味のある女性を集め、独身の農業後継者と会食等を通じて交流する婚活イベントを令和5年度に実施しており、今年度も実施に向けた準備を進めているところです。その上で町全体の未婚者を対象とした婚活支援の在り方に対する考え方としては、今の時代はインターネットを用いた男女のマッチングを目的とした婚活アプリ等が発達し、相談者個々の価値観や性格等の内面にも考慮したきめ細やかな対応ができる婚活、恋活の環境が整っている背景もあり、若者世代から婚活支援に対する要望の声が町には届いていないものの、こうした婚活アプリや出会い系サイトを利用したトラブルについてもメディア等で報道されており、真剣に結婚を考えている未婚者の方々の相談先に対する信頼性の確保が憂慮されている状況にあると認識しているところです。こうした現状を踏まえ、公的な婚活支援の在り方としては婚活アプリを活用した利便性重視の取り組みとは棲み分けをする形で地域の風情や人と人との顔の見えるつながりの関係性を大切にしたい形の婚活支援が重要だと考えていることから引き続き安平町農業後継者対策協議会の取り組みのような農業団体や商工会、自治会、まちづくり団体等といった地域関係者で組織された実施主体が後継者対策や結婚を希望する方への機会提供としての場として取り組む婚活イベントのような事業に対し支援をする形が有効だと考えています。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 地域性はあると思うのでいろいろな形はあると思います。日本の少子化の背景を考えた時に1人の女性が生涯に産む子どもの数の推計を表す合計特殊出生率というのは2023年に1.20と過去最低となっています。先ほど最初に報告してもらったように出生数が非常に安平町も減っていますので懸念されるのですが、日本全体でも少子化が深刻化しているのは承知のことですが、一方でもう一つ注目したい数値があって、結婚した夫婦の最終的な子どもの数を示す完結出生子ども数というのがあって、これは2021年に1.90となっていて、やや減少傾向ではあるけれども50年間ほぼ横ばいの数値になっているそうです。つまり、一旦結婚すれば約2人の子どもを持つというのは長年変わっていないことになるのですね。それでは合計特殊出生率が低下した原因は何かというと未婚の、結婚していない人が増えているということになるのかなと。実際に婚姻数が減っていて50歳時点で未婚の人の割合も年々増え続けていて、結婚が増えなければ子どもは増えないということになります。では、未婚者が増えている要因は何か。複数の要因が考えられますけれども、最も大きいというのは出会いが少ないということのようです。昔は人口の動態が高齢者が少ないピラミッド型でしたが、今は若い人が少なく高齢者が多い逆ピラミッドになっているということで、生活している中で自然に出会う

ということが極端に減っているということが挙げられています。もう1つは、結婚そのものの価値が低下していて、形に囚われない生き方を選択する人も増えていることも要因です。したがって、意図的に活動しないと恋愛も結婚もできないというのが現状のようです。先ほどマッチングアプリで出会って結婚するのは4人に1人と、出会いとしては一番多いですが、ただ良いことばかりではなくて答弁にもありましたようにアプリを介して知り合った相手から犯罪被害に遭うという事件も報道されています。純粋に婚活したい人は不安に思うようですし、また、その親御さんにとっても心配の種のようなようです。自治体などによってそれを婚活支援の広がり望んでいるということがあります。自治体の婚活支援と言えば先ほどもありました婚活パーティのイメージですが、最近全国的には減っているようで、成立することが少なくてその反面予算もかかるようなことが書かれていましたけど、この辺は安平町ではどうでしょうか。何人パーティに出て、何人ぐらい成立しているのかなというところはどうか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） まず先ほど説明した農業後継者対策協議会の部分についても、これはどうしても出会いの場なので必ずそれが成果に結びつくかどうかというのはなかなか難しさがあるって費用対効果では図られないものがあると認識しています。そうした中でも確実に成果を残していることも事実として、私たちのような過疎自治体、小さな町、そして農業後継者が少ない現状においては確実にそうした出会いの場を設定してそれを周りの方が応援した中に結婚する方が一緒に来て生活をするという、こうした体制づくりの観点から考えてもその費用対効果というか有意義な取り組みになっていると考えています。また、現在安平地区のまちづくり協議会においても同じような課題観を持ってまして、そこは農業者に限らず安平地区の町の中で未婚者を対象とした婚活イベントを現在企画しているところでして、ここも初めての取り組みなので小さく、なるべく費用をかけないようにという観点で進めている現状です。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） ぜひ成功して結婚する方がそういう中で成立することを願っていますが。そうした中で最近増えているのは自治体による独自のアプリを開発したり、民間アプリの活用ということもやっているようです。自治体やっているところがありまして。そういったアプリを開発したり民間アプリの活用

をすることについてはどうか考えを伺いたいと思います。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 現在、民間アプリの方は勉強不足でして考えを持っていなかったのですが、今後そうした観点でも調査研究を進めていけたらと思います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 今、山口参事が調査研究という答弁はしましたが、いろいろと優先順位もあろうかと思えますし、先ほど安平地区に限定しながらもある種対象を絞ってやっていくといったことが結果的に、アプリはいろんな形の課題もあったり、もっと効率的な人数の中でやっていく。また、業種だとかいろいろとありますよね。ですから、所得がどうか要因の中に大きく占められておりますし、出会いが少ないというのも要因には当然挙げられるのですが、やはり若い方の収入の低さだったり、そういうものも結婚できない理由と番組もよく報じられているとおり、そういった要因もあろうかと思っています。また、社会人口増という話は我々も何度か、安平町も2年連続という話も冒頭のあいさつで言わせていただきましたが、そういった自治体が頑張っていきながら様々な施策で結果をつなげていくというのは自治体の役割だなと思えますが、この日本全体の人口減少をやっていくには国レベルで施策を打っていかなければ、それぞれの町々で個別の施策でやっていて効果は全く無いわけではないですが抜本的なものについて国などがやって、また都道府県がやっていながら、社会人口増が目指すところは自治体がということ。そういった役割分担をきちんとしながら結果を出さなければならないことだと思っています。人口の奪い合いになっても総体的には日本全体では少なくなってしまうわけですから、そういったところも含めて研究検討は必要だと思っています。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 現状4人に1人というか4組に1組がアプリを使って知り合っているということがわかってきているので、現代の若い人にとってはそういった取り組みが取り組みやすいのだろうなと思います。少子化対策には子育て支援に加えて結婚支援が必要だという視点がこれから大事なのかなと思いますので、今こそ地域の事情に応じて結婚支援に自治体独自で本気に取り組む

べきかなと思いますので今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

次、3つ目の質問に移りたいと思ひます。役場の出張サービスについてです。モニターの他、テーブルとかイスなどを搭載した車輜を使って役場が遠い住民宅、高齢者等のところに出張することでマイナンバーカードの普及などにも効果があるようですが、移動サービスについての考えを伺いたいと思ひます。

[佐々木税務住民課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） マイナンバーカード取得にかかる出張等のサービスを過去に実施した経緯がありますので、その実施状況についてご説明します。まず、令和4年2月7日から3月11日にかけて実施したマルチタスク車輜での出張申請ですが、2週間実施して延べ404名の申請がありました。

次に令和4年11月5日から令和5年2月26日にかけて実施しました休日出張申請では10日間実施して延べ219名の申請がありました。

次に令和4年11月2日から令和5年2月24日までの3日間で実施した出張申請では延べ14名の申請がありました。

最後に令和5年11月20日と21日にかけて北海道が実施しました出張申請では延べ16名の申請があったところです。

以上のことからマイナンバーカードの取得に関しては一定の効果はあったことと思ひますが、今後については法改正による戸籍のふりがな業務等を予定していることもあり、現在の体制ではなかなか難しい状況ですので、移動サービスについては検討していません。

[池田総務課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） マイナンバーカードの取得等に利用できるものではありませんが、今年の3月からですが各地区公民館等の公共施設からオンラインで役場の担当者と相談等ができる遠隔窓口相談サービスを開始するとともに、各種証明書のコンビニ交付サービスも行っているところです。また、今議会の行政報告でもありましたとおり、スマートフォンをお持ちの方になりますが、来週からLINEを活用した安平町スマホ役場サービスが開始となりますので、これらのサービスもぜひご利用いただければと思ひます。

[工藤議員挙手]

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） この件は茨城県の境町の事例ではあるのですが、こういっ

た公共交通機関などの利用手段が少ない場所、地域に利便性向上を期待されてこういった車輛を使って活用した事例なのですが、それまでマイナンバーカードが申請率が40%と低迷していましたが、その車輛を試行的に使ったところ半年後にはマイナンバーカードの申請も86%まで上昇したという事例でした。遠いところに住んでいる方は役場に出向くというのはなかなかできないかなと思いますので、そういったところには足を運んでサービスするというところは大事なのかなと思います。

2つ目の質問ですが、その使い勝手の良さを実感した町は本格的に利用して多くの場面で利用しているようです。今年の衆院選挙でも期日前投票にも活用して投票所が遠いので近くまで来てくれてありがたいとか、仕事や子育ての合間に投票できてとても便利などの声も聞かれたそうです。そういった活用もありますが、この辺のところのお考えを伺いたいと思います。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 本質問については選挙管理委員会の所管ですので、選挙管理委員会事務局の書記長としてご答弁申し上げます。

ご質問の移動期日前投票所ですが、令和3年の衆議院選挙で全国で28道県59団体の取り入れがあると伺っています。多くは大学あるいはショッピングセンター、スーパーマーケットなど商業施設など人が集まる場所での活用例ですが、車輛等を活用したオンデマンド型の期日前投票所の設置は道内でも事例があることは承知しています。他方として安平町の選挙管理委員会の現状ですが、投票日当日における選挙事務従事者及び投票管理者並びに投票立会人の高齢化などにより人員の確保が非常に厳しい状況であり、その対策として道内でも多くの自治体が投票時間の短縮または投票所の統廃合を進めている現状などを踏まえ、当選挙管理委員会も町民の投票機会を維持しながら行政改革を進めていかなければならないと認識をしており、これらを総合的に勘案して研究している状況です。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 様々難しいところがあるかと思いますが、遠くにいる高齢者をはじめ、行くことによって今まで投票できなかった方が投票したりとかあるかとも思いますので、ご検討のほど今後もよろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問に移りたいと思います。防犯についてです。地域の安全確保に向けて防犯対策は重要だと思います。各地で被害が相次ぐ闇バイトへの対策を巡

っては犯罪抑止や証拠の記録に効果的な防犯カメラの設置や青色回転灯の防犯パトロール車の更なる整備が課題とされているところと思います。質問として闇バイトに対する教育現場への注意喚起について伺いたいと思います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 本年度は夏休み前に少年の非行、犯罪被害の防止についてとして北海道警察が北海道教育委員会を通じて啓発活動を闇バイト関連も含めたことを各学校へ通知を行っています。更に児童生徒に犯罪に加担させないための取り組みとして、最近は中高生が闇バイトに加担した検挙ケースが増加したことから先月にも再度通知があり、同様に各学校へ周知をお願いしています。対処法は警察からの啓発内容が全てですが、学校や保護者からの指導をもってしても、もし万が一犯罪に巻き込まれたら警察に相談といった流れを理解させることと思っています。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 各地で被害が相次ぐ闇バイト。また、先日も2、3日前ですか、ファーストフードに買い物中の中学生が刺されるといった被害もあり、警察庁側というのはそういった対策について、犯罪に加担してしまった人に対する警察への相談や保護を、犯罪実行者の募集投稿に対する個別警告とSNS事業者への削除依頼を精力的に行っていたりしています。一方、犯罪抑止や証拠の記録に効果的な防犯カメラの設置・増設をはじめ、青色回転灯の更なる整備などが課題とされているようですが、この2つ目の質問として地域の安全確保に向けた防犯カメラによる監視の目が重要であると思いますが、防犯カメラの自宅設置を希望する住民に対して費用を助成し、その安全安心の町として万全を期したいと思いますが、その防犯カメラに対する考えを伺いたいと思います。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 高度化、多様化する現代社会の犯罪行為を未然に防止する観点で防犯カメラを設置することによりその抑止効果が高まるという認識は我々も議員と同じですが、現状として安平町における犯罪発生状況、安平町における予算状況、予算規模なども踏まえると、現時点で町が町民が個人で購入した防犯カメラに対し助成制度を創設するという状況までには行ってはい

ないのかなと考えていまして、今後の財政状況、住民ニーズの高まりに注視したいと考えています。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 犯罪抑止効果もありますし、何かあった時に操作できるというところでも非常に効果があると思いますので、カメラを個人で買った物に補助という方法もあるし、安平町で定型の物を購入してそれを皆で購入するとか、補助してもらいながらそういったものを設置していくということもありかなと思います。いろいろ方法等はあるかと思いますが、住民の中で防犯に強い関心を持ったり、防犯に強く取り組むためにもカメラの防犯だけでなく、いろいろな面で防犯カメラを有効に使えるのかなと思いますので、今後防犯カメラの普及していただきたいと思いますので、ご検討これからもよろしく願いしたいと思います。私の質問は以上で終わります。

○議長（多田政拓君） 答弁はよろしいですね。

○1番（工藤秀一君） はい。

○議長（多田政拓君） 以上で1番工藤秀一議員の一般質問を終わります。

◎ 延会宣告

○議長（多田政拓君） お諮りします。本日の会議はこの程度に留め、これで延会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会します。なお、明日は午前10時に再開しますのでご参集願います。本日はご苦勞様でした。

延会 午後 4時 58分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
